

令和3年第1回（3月）三郷町議会  
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 3 月 3 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 3 年 3 月 3 日 午前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代                      2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀                        4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子                      6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎                    8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三                    10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男                    12番 高 岡 進 13番 伊 藤 勇 二
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121 条の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長                                      森 宏 範 副 町 長                                  池 田 朝 博 教 育 長                                  大 西 孝 浩 総 務 部 長                                加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長                          辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長                    坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長                          佐 藤 忍 水 道 部 長                                橋 和 成 教 育 部 長                                渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者                              平 川 貴 治 総 務 課 長                                安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長                          大 津 和 之
行 政 委 員	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長                      田 淵 友 一

行政委員	<table border="0"> <tr> <td>代表監査委員</td> <td>瓜生英明</td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員長</td> <td>伊東良隆</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会長</td> <td>下村修</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員長</td> <td>瀧川忠雄</td> </tr> </table>	代表監査委員	瓜生英明	公平委員会委員長	伊東良隆	農業委員会会長	下村修	固定資産評価審査委員会委員長	瀧川忠雄																																				
代表監査委員	瓜生英明																																												
公平委員会委員長	伊東良隆																																												
農業委員会会長	下村修																																												
固定資産評価審査委員会委員長	瀧川忠雄																																												
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>大内美香</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長補佐</td> <td>高間洋光</td> </tr> </table>	議会事務局長	大内美香	議会事務局長補佐	高間洋光																																								
議会事務局長	大内美香																																												
議会事務局長補佐	高間洋光																																												
町長提出議案の題目	<table border="0"> <tr> <td>同意第 1 号</td> <td>教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</td> </tr> <tr> <td>承認第 1 号</td> <td>令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について</td> </tr> <tr> <td>議案第 1 号</td> <td>令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 10 号）</td> </tr> <tr> <td>議案第 2 号</td> <td>令和 2 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）</td> </tr> <tr> <td>議案第 3 号</td> <td>令和 2 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）</td> </tr> <tr> <td>議案第 4 号</td> <td>令和 2 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</td> </tr> <tr> <td>議案第 5 号</td> <td>令和 2 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）</td> </tr> <tr> <td>議案第 6 号</td> <td>令和 3 年度三郷町一般会計予算</td> </tr> <tr> <td>議案第 7 号</td> <td>令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</td> </tr> <tr> <td>議案第 8 号</td> <td>令和 3 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算</td> </tr> <tr> <td>議案第 9 号</td> <td>令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計予算</td> </tr> <tr> <td>議案第 10 号</td> <td>令和 3 年度三郷町介護保険特別会計予算</td> </tr> <tr> <td>議案第 11 号</td> <td>令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算</td> </tr> <tr> <td>議案第 12 号</td> <td>令和 3 年度三郷町下水道事業会計予算</td> </tr> <tr> <td>議案第 13 号</td> <td>令和 3 年度三郷町水道事業会計予算</td> </tr> <tr> <td>議案第 14 号</td> <td>三郷町行政組織条例の一部改正について</td> </tr> <tr> <td>議案第 15 号</td> <td>三郷町国民健康保険税条例の一部改正について</td> </tr> <tr> <td>議案第 16 号</td> <td>三郷町介護保険条例の一部改正について</td> </tr> <tr> <td>議案第 17 号</td> <td>三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について</td> </tr> <tr> <td>議案第 18 号</td> <td>三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について</td> </tr> <tr> <td>議案第 19 号</td> <td>三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</td> </tr> <tr> <td>議案第 20 号</td> <td>三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について</td> </tr> </table>	同意第 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	承認第 1 号	令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について	議案第 1 号	令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 10 号）	議案第 2 号	令和 2 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）	議案第 3 号	令和 2 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	議案第 4 号	令和 2 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	議案第 5 号	令和 2 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	議案第 6 号	令和 3 年度三郷町一般会計予算	議案第 7 号	令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	議案第 8 号	令和 3 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算	議案第 9 号	令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計予算	議案第 10 号	令和 3 年度三郷町介護保険特別会計予算	議案第 11 号	令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算	議案第 12 号	令和 3 年度三郷町下水道事業会計予算	議案第 13 号	令和 3 年度三郷町水道事業会計予算	議案第 14 号	三郷町行政組織条例の一部改正について	議案第 15 号	三郷町国民健康保険税条例の一部改正について	議案第 16 号	三郷町介護保険条例の一部改正について	議案第 17 号	三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	議案第 18 号	三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	議案第 19 号	三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	議案第 20 号	三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
同意第 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて																																												
承認第 1 号	令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について																																												
議案第 1 号	令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 10 号）																																												
議案第 2 号	令和 2 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）																																												
議案第 3 号	令和 2 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）																																												
議案第 4 号	令和 2 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）																																												
議案第 5 号	令和 2 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）																																												
議案第 6 号	令和 3 年度三郷町一般会計予算																																												
議案第 7 号	令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算																																												
議案第 8 号	令和 3 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算																																												
議案第 9 号	令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計予算																																												
議案第 10 号	令和 3 年度三郷町介護保険特別会計予算																																												
議案第 11 号	令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算																																												
議案第 12 号	令和 3 年度三郷町下水道事業会計予算																																												
議案第 13 号	令和 3 年度三郷町水道事業会計予算																																												
議案第 14 号	三郷町行政組織条例の一部改正について																																												
議案第 15 号	三郷町国民健康保険税条例の一部改正について																																												
議案第 16 号	三郷町介護保険条例の一部改正について																																												
議案第 17 号	三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について																																												
議案第 18 号	三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について																																												
議案第 19 号	三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について																																												
議案第 20 号	三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について																																												



令和3年第1回(3月)

三郷町議会定例会議事日程(第1号)

令和3年3月3日

午前9時30分開議

日程

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第1  |        | 会議録署名議員の指名                                |
| 第2  |        | 会期の決定                                     |
| 第3  | 同意第1号  | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                 |
| 第4  | 承認第1号  | 令和2年度三郷町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について            |
| 第5  | 議案第1号  | 令和2年度三郷町一般会計補正予算(第10号)                    |
| 第6  | 議案第2号  | 令和2年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)          |
| 第7  | 議案第3号  | 令和2年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)                 |
| 第8  | 議案第4号  | 令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)              |
| 第9  | 議案第5号  | 令和2年度三郷町下水道事業会計補正予算(第2号)                  |
| 第10 | 議案第6号  | 令和3年度三郷町一般会計予算                            |
| 第11 | 議案第7号  | 令和3年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算                 |
| 第12 | 議案第8号  | 令和3年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算                     |
| 第13 | 議案第9号  | 令和3年度三郷町国民健康保険特別会計予算                      |
| 第14 | 議案第10号 | 令和3年度三郷町介護保険特別会計予算                        |
| 第15 | 議案第11号 | 令和3年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算                     |
| 第16 | 議案第12号 | 令和3年度三郷町下水道事業会計予算                         |
| 第17 | 議案第13号 | 令和3年度三郷町水道事業会計予算                          |
| 第18 | 議案第14号 | 三郷町行政組織条例の一部改正について                        |
| 第19 | 議案第15号 | 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について                     |
| 第20 | 議案第16号 | 三郷町介護保険条例の一部改正について                        |
| 第21 | 議案第17号 | 三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について |

- 第 2 2 議案第 1 8 号 三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 1 9 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 2 0 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 2 1 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 2 6 議案第 2 2 号 三郷町文化センターの指定管理者の指定について
- 第 2 7 議案第 2 3 号 三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について
- 第 2 8 議案第 2 4 号 三郷町営火葬場の指定管理者の指定について
- 第 2 9 議案第 2 5 号 令和 2 年度西部保育園建替工事請負契約の締結について
- 第 3 0 議案第 2 6 号 令和 2 年度三郷北小学校大規模改造工事（第 2 期）請負変更契約の締結について
- 第 3 1 議案第 2 7 号 財産の取得について
- 第 3 2 議案第 2 8 号 財産の取得について
- 第 3 3 報告第 1 号 令和 2 年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第 2 号事業）スポーツセンター整備工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第 3 4 報告第 2 号 寄附の受け入れについて
- 第 3 5 報告第 3 号 寄附の受け入れについて
- 第 3 6 提案理由の説明
- 第 3 7 発議第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書
- 第 3 8 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 3 年第 1 回三郷町議会定例会を開会します。

本日、手話通訳が入りますので、ご了承願います。

また、傍聴規則第 9 条の規定により、報道関係者から撮影・録音許可申請がありましたので、議長は許可しております。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 3 号によりまして、令和 3 年第 1 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、昨年末からの新型コロナウイルス感染症の第 3 波を受けて発出されておりました関西 3 府県の緊急事態宣言が、先日解除され、首都圏におきましても解除の時期が検討されているところでございます。

しかしながら、感染症の終息は、いまだ見えず、これまでと同様に決して気を緩めることなく、万全の体制で迅速かつ柔軟に対応していくことが重要であります。

このような状況の中、いよいよワクチンの接種が始まろうとしておりますが、希望される町民の方全員への接種に向けて、全庁が最優先課題として、部署を横断して一丸となり実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、改めまして、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 1 件、承認案件 1 件、議決案件 2 8 件、報告案件 3 件の計 3 3 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 日程に入ります前に、三郷町議会会議規則第 1 2 9 条の規定により議員資質向上に資するため「令和 2 年度第 3 回市町村議会議員特別セミナー」

に木谷慎一郎議員が参加していますので、ご報告します。

日程 令和3年1月25日～26日。

場所につきましては、滋賀県大津市・全国市町村国際文化研修所ですが、2日間のオンラインによる受講となっています。

内容 25日 ◎社会保障再考（地域）で支える

講師 早稲田大学法学学術院 教授 菊池 馨実氏

◎共生社会を創る

講師 津田塾大学総合政策学部 客員教授 村木 厚子氏

26日 ◎データ活用した健康・福祉のまちづくり

講師 千葉大学予防医学センター

社会予防医学研究部門 教授 近藤 克則氏

◎地域共生社会における障害福祉の現状と課題

講師 植草学園大学 副学長・教授 野澤 和弘氏

全員協議会で報告をいただきますのでよろしく申し上げます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、11番、山田勝男議員、12番、高岡進議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間にした  
いと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月12日  
までの10日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第3、「同意第1号、教育委員会委員の任命につき同  
意を求めることについて」から、日程第35、「報告第3号、寄附の受け入れに  
ついて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

日程第 3 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて

- 日程第 4 承認第 1 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第 1 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 6 議案第 2 号 令和 2 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 3 号 令和 2 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 2 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 3 年度三郷町一般会計予算
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 3 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 8 号 令和 3 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
- 日程第 13 議案第 9 号 令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 10 号 令和 3 年度三郷町介護保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 11 号 令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 議案第 12 号 令和 3 年度三郷町下水道事業会計予算
- 日程第 17 議案第 13 号 令和 3 年度三郷町水道事業会計予算
- 日程第 18 議案第 14 号 三郷町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 15 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 16 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 17 号 三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 18 号 三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 19 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について



- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 三郷町文化センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 三郷町営火葬場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 2 年度西部保育園建替工事請負契約の締結について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 2 年度三郷北小学校大規模改造工事（第 2 期）請負変更契約の締結について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 財産の取得について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 財産の取得について
- 日程第 3 3 報告第 1 号 令和 2 年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第 2 号事業）スポーツセンター整備工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 日程第 3 4 報告第 2 号 寄附の受け入れについて
- 日程第 3 5 報告第 3 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

**議長（伊藤勇二）** 日程第 3 6、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

**町長（森 宏範）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の説明に入ります前に、令和 3 年度の予算編成方針について、私の所信を申し上げ、議員各位の理解を賜りたいと思います。

国内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、外出の自粛や店舗の営業時間短縮に伴い、サービス消費が下振れた結果、依然、深刻な状況となっております。

このような中、国におきましては、昨年9月に新内閣が発足し、感染拡大防止策と社会経済活動の両立を図りながら、ポストコロナの新しい社会として、デジタル社会の実現、経済と環境の好循環を掲げるグリーン社会の実現を目指すこととしており、本町におきましても、町民の皆様が安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりの実現のため、町政を推進しているところであります。

さて、改めて昨年を振り返りますと、コロナに始まり、コロナに終わる1年となりました。これまで誰も経験したことのない異常事態の中、未知なる脅威から町民の皆様の生命と生活を守るため、さまざまな施策をスピード感を持って実施してまいりました。

まず、感染症対策として、消毒液やマスク、ハンドソープなど対策備品の確保、提供に加え、生駒郡4町でのPCR検査場の設置、また、高齢者のインフルエンザ予防接種費用の無料化などを実施いたしました。

そのほかにも、児童手当の上乗せ給付などの子育て世帯への支援、臨時休校への対応として、在宅学習の導入、町内の企業活動を守るための中小企業事業継続支援金やプレミアム付商品券事業など、議員各位の多大なるご理解とご協力のもと、三郷町独自の支援を随時実施してまいりました。

新年度におきましても、新型コロナウイルス感染症を、絶対にこれ以上広げないとの強い思いを胸に、コロナ禍での新しい生活様式にも柔軟に対応しながら、住民の皆様の不安を払拭し、安心して生活をしていただくため、「輝きと安らぎのあるまち」のさらなる発展を目指してまいります。

さて、先ほども申し述べましたが、新内閣では、ポストコロナの新しい社会の実現のため、社会全体のデジタル化を強力に推進していく司令塔となるデジタル庁の設立を進めております。そこで、本町におきましても、新たにデジタル化による業務効率化予算を令和3年度予算に盛り込みました。全23事業で年間1万1,189時間の業務効率化を見込んでおり、デジタル化を推進することで、限られた人員で多岐にわたる行政需要に対応するとともに、効率化で生じる削減された時間をさらなる住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、積極的な地球温暖化対策が産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換の必要性が国において示され、グリーン社会の実現として、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現」を目指すことが宣言されました。

本町におきましても、平成30年8月に、子ども議会においてSDGs環境未来都市宣言を行い、令和元年7月には、SDGs未来都市に選定され、以来、地球温暖化対策の取り組みを推進してまいりました。そこで、このたび、2050年までにCO2排出量の実質ゼロを目指し、この場をお借りいたしまして、「チャレンジ！ゼロカーボンシティSANGO」宣言を行います。

三郷町「ゼロカーボンシティ」宣言。

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざします！

気候変動による様々な問題は、遠い将来のことでもなく、世界の遠い地域のことでもありません。私たちが住む三郷町でも、近年台風による家屋の一部損壊・床上・床下浸水、大規模停電など繰り返し大きな被害を受けています。今後、風水害等のさらなる頻発・激甚化が予測される中、私たちの生命や暮らしを危機にさらす「気候変動」は、「気候危機」とも言われ、身近な家族や自分事として取り組むべき喫緊の課題です。

2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されています。

「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティさんごう」の実現に向け、SDGs未来都市として、環境・経済・社会のバランスを意識した地球温暖化対策の取り組みをより一層加速させ、未来を生きる世代に、かけがえのない豊かな自然環境をつないでいくため、住民、事業者の皆さまと一体となって2050年までに、本町の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことをここに宣言します。

令和3年3月3日

三郷町長 森 宏範

ありがとうございました。

さて、ただいま宣言しましたとおり、1点目に、地球温暖化による気候危機を打破する「脱炭素によるグリーン社会の実現」、2点目に、重層的支援体制整備事業を中心に、アウトリーチの手法、縦割り行政を打破する、「脱縦割りによる共生社会の実現」、3点目に、デジタル化による業務効率化で削減された時間で、さら

なる住民サービスの向上に努める「脱アナログによるデジタル社会の実現」、4 点目に、先ほども申しましたが、最優先課題でありますワクチン接種に全庁体制で臨み、「脱コロナ」の実現を目指します。

脱炭素！脱縦割り！脱アナログ！脱コロナ！

この4脱を、令和3年度主要指針とし、SDGsの理念である、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて、ポストコロナを見据え、全ての部署が創意工夫を凝らしたさまざまな施策を検討し、必要な予算を計上いたしました。

これらを踏まえ、編成いたしました令和3年度一般会計予算の規模は84億5000万円で、前年度比1億5000万円、1.8%の増となったものであります。

それでは、これより新年度予算における主要な施策の内容についてご説明申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

まず初めに、SDGsの理念のもと、町民の皆様とともに、SDGs達成に向けた取り組みを推進するため、SDGsシンポジウムを開催いたします。なお、本年は、町制施行55年という節目の年でもありますので、55周年記念事業の1つとしても実施するものであります。

次に、防災対策であります。

昨年10月に、台風14号の影響により崩落いたしました竜田運動公園健民グラウンド・南側斜面の復旧工事を行います。また、西側斜面も影響範囲を調査し、対策を講じてまいります。

また、災害時に住民の皆様への情報伝達を確実かつ迅速に行うため、防災行政無線の機器更新を実施するとともに、大規模災害にも的確に対応するため、避難所運営マニュアルを作成する費用を計上いたしました。

次に、子育て支援の充実であります。未来を担う子どもたちのために、令和4年4月の開園を目指し、現在進めております西部保育園建替事業としまして、本年度は、新園舎に係る備品や開園の準備に係る経費を計上いたしました。

また、子どもとその家庭を取り巻く諸問題に対応するため、必要な支援を総合的に行うための拠点として、子ども家庭総合支援拠点を新たに設置するとともに、SDGsの理念のもと、町内の子どもの生活の状況を把握し、適切な支援策を講じるため、貧困対策計画を策定するための経費を計上いたしました。

また、就園前の健診では発見しづらい発達障がいにも早期に気付き、その後の支援につなげるため新たに5歳児健診を実施するとともに、母子手帳アプリを導入

することで子育て支援の向上を図ってまいります。

次に、地方創生による雇用創出を念頭に、全世代全員活躍型「生涯活躍のまち」の実現、スマートシティSANGOの実現並びにテレワークのさらなる推進に向けて、新たなサテライトオフィスの誘致を行うため、アクションプランを策定するとともに、テレワークの推進や遠隔相談アプリの開発などを進めるため、地域BWAテレワーク環境の整備に係る経費を計上いたしました。

また、女性の就労支援、キャリアアップを支援するため、資格取得に要する経費を助成する予算も計上したところであります。

次に、生活環境対策であります。先ほど宣言いたしました、ゼロカーボンシティSANGOの実現に向けて、公共的施設のZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）化を実施する事業者に、ZEB化工事に対しまして、国の補助金に上乗せをして工事費の一部を補助するZEB普及促進補助金を新たに創設いたします。

さらに、大変ご好評をいただいております生ごみ処理機であります。順次300台を各家庭でご活用いただき、家庭からごみ減量に取り組んでいただいているところですが、より一層生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機を100台追加するための経費を本年度も計上いたしました。

また、町民の皆様の生命や財産を守るため、防犯カメラを設置していただける自治会や自主防犯組織等に対しまして、設置費用の一部を補助する経費を本年度も計上するとともに、新たに町営住宅に防犯カメラ27台を設置する経費を計上いたしました。

次に、健康福祉対策であります。

まずは、コロナウイルスの脅威から町民の皆様の生命と生活を守るため、ワクチン接種を行うための経費を計上するとともに、ワクチン接種に対するさまざまな問い合わせに瞬時に対応するため、AIチャットボットの導入に係る経費もあわせて計上いたしました。

また、障がいや介護、子ども、生活困窮など、さまざまな分野が複合・複雑化した問題に対する支援を一体的かつ包括的に行うための支援体制を確立するため、新たに重層的支援体制を整備するための経費を計上いたしました。

続きまして、新たな支援策として、骨髄移植の推進を図るため、骨髄移植のドナーの負担を軽減する骨髄移植ドナー支援事業や、がん治療を受けている方の社会生活の支援として、ウィッグと乳房補正具の購入費用を補助する医療用補正具購入を助成する経費を計上いたしました。

続きまして、高齢者の健康で充実した生活を実現するため、フレイルを早期に発見し、適切な食事や運動などを実践していただき、健康な状態に戻すことを目的に、社会福祉協議会と連携しながら、地域に出向いてフレイル健診を実施する経費を本年度も計上いたしました。また、あわせて、健康長寿日本一を目指し、各種がん検診の受診率アップを図るための経費も計上いたしました。

次に、観光振興対策であります。昨年6月に「もう、すべらせない！！～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～」が、念願でありました日本遺産の認定を受け、三郷町全体が大いに沸き、盛り上がりました。コロナ禍が続く中、町民の皆様にも明るいニュースをお届けできたのではないかと考えております。この認定を受け、大阪府柏原市とともに設立いたしました日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会では、今後、両市町の歴史文化遺産を観光に結び付けていくため、国や県とも連携しながら、さまざまな事業を展開していく予定をしており、協議会の負担金などの経費を計上いたしました。

また、特産品を使った「食」の開発や農産物の販売ルートの開拓・拡大から、「農」のブランド化を図り、その魅力をプロモーションすることで観光へつなげるため、農業の活性化や地域産業の振興へ寄与する、食と農、観光ブランディング事業を本年も展開してまいります。

次に、教育振興であります。これまで整備してまいりました学校現場でのICT環境を活用し、小学校と中学校の義務教育9年間を連続した教育課程として捉える「小中一貫教育with ICT」が、いよいよスタートいたします。それらの事業に係る経費を計上いたしました。また、コロナ禍における臨時休校への対応といたしまして、オンラインによる遠隔授業を実施する際に、ご家庭にインターネット環境のない児童・生徒へのモバイルルーターを貸与するための経費も計上いたしました。

次に、文化振興、生涯学習の充実であります。SDGsの理念のもと、障がいや高齢などを理由に図書館にお越しいただくのが難しい方にも読書の機会を創出したいとの思いから、3月1日から電子図書館の運用を開始したところであります。令和3年度も新刊図書の購入や運用に係る経費を計上いたしました。

また、日本遺産の認定を受け、町内の文化財保護を図るとともに、これを最大限有効に活用し、観光施策につなげていくため、文化財に携わる専門員を配置することといたしました。

以上、主要な施策の内容についてご説明申し上げましたが、今後も全庁横断的

に連携を図りながら、全ての方が自分たちの町に誇りを持っていただけるよう、また郷土愛を育てていただけるよう、全力で取り組んでまいります。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。864万4,000円で、前年度比21.7%の減とするものであります。平成17年度から奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、事務処理の効率化を図り、本事業の貸付金回収を進めているところでありますが、今後も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。298万6,000円で、前年度比0.1%の減とするものであります。公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理に係る予算を計上したものであります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。22億6,684万4,000円で、前年度比0.7%の増とするものであります。今後も、増加する医療費に対応できるよう、予防保健の充実を図りつつ、本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。保険事業とサービス事業合わせて22億2,870万5,000円で、前年度比13.1%の増とするものであります。健康長寿日本一を目指し、誰もが住み慣れた町で介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよう、介護給付及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。4億19万5,000円で、前年度比1.1%の増とするものであります。医療保険制度の状況を注視しつつ、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な事務の運営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。まず、下水道事業事業収益といたしまして、下水道事業使用料収益など6億9,406万1,000円を下水道事業費用といたしまして、人件費、施設の維持管理費、流域下水道管理運営費負担金などで6億3,456万1,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしまして、分担金や他会計補助金、企業債の借り入れ、国庫補助金などで1億9,601万3,000円を資本的支出といたしまして、建設改良費や流域下水道事業建設費負担金、企業債償還金などで4億112万1,

000円を計上いたしました。本年度は、新惣持寺、秋留、北垣内地区で污水管築造工事を実施するとともに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図り、快適で住みよい魅力ある地域社会を築くため事業を行います。また、デジタル化の推進による業務効率化事業予算として、来庁者が自由に下水道情報の閲覧が可能となるシステムを導入いたします。

最後に、水道事業会計予算であります。まず、収益的収支といたしまして、水道事業収益では、水道料金、受託工事収益などで総額7億7,061万1,000円を、また水道事業費用では、人件費を初め、県営水道受水費、資産減耗費などで9億6,934万1,000円を計上いたしました。

次に、資本的収支といたしまして、資本的収入では、給水分担金、水質改善下水道事業に伴う配水管布設替工事負担金、企業債などで4億2,508万7,000円を、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金などで4億4,508万3,000円を計上いたしました。本年度は、県水100%への完全移行から3年目を迎え、県営水道の一本化も見据えながら、基本理念であります「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向けて、確実に事業を実施してまいります。

以上が令和3年度予算の概要であります。

それでは、ここからは新年度予算関係以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明申し上げます。

まず初めに、「同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の窪内真一氏の任期が本年3月22日をもって満了となることに伴うものであります。窪内氏におかれましては、平成29年3月23日から教育委員会委員として職務を遂行され、教育行政の発展に多大なるご尽力をいただいていることから、引き続き、委員として適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、「承認第1号、令和2年度三郷町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について」であります。

既決予算に1,103万9,000円を追加し、補正後の予算総額を121億8,567万7,000円としたものであります。現在、国において新型コロナウイルスのワクチン接種を実施するために、必要な準備体制の整備が進められて



います。本町におきましても、速やかに町民の皆様へのワクチン接種を開始できるよう、準備体制の確保に係る経費として、衛生費で1,103万9,000円を計上したものであります。

一方、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制の経費が全額国庫支出金の対象となることから、国庫負担金で180万円を、国庫補助金で923万9,000円をそれぞれ計上したものであります。なお、ワクチン接種は、住民の生命に関わることから、急を要し、早急に体制づくりに取りかかる必要があったため、本年、1月28日付をもって専決処分したものであります。

次に、「議案第1号、令和2年度三郷町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。

既決予算に1億5,142万4,000円を追加し、補正後の予算総額を123億3,710万1,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げます。総務費では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた子ども達への支援を目的としたコロナ債の運用利息22万円を財政調整基金に積み立てるものであります。また、勢野北部商業施設用地の土地売却代金1億500万円を、今後の行政需要や公共施設の老朽化に生かすことを目的に、公共施設整備等基金に積み立てるため、同じく財政調整積立金で追加するものであります。

次に、民生費では、今年度のふるさと寄附金で、社会福祉振興事業への活用を希望された方の寄附金を社会福祉振興基金へ積み立てるため、93万9,000円を社会福祉総務費で計上するものであります。

続きまして、介護保険特別会計の補正予算に伴う繰出金1,363万7,000円を老人福祉総務費で計上するものであります。また、介護保険サービスの利用者負担額助成費におきまして、介護サービス利用者負担額への助成が増加したため、低所得者利用者対策事業費で2万6,000円を追加するものであります。

次に、衛生費では、共同浴場もみじ湯の排湯熱温水器に不具合が発生し、光熱費水費や燃料代に不足が生じることから、共同浴場費で94万2,000円を追加するものであります。

次に、農林業費では、国の補正予算に合わせ、赤坂下池の耐震性調査を前倒しで実施するため、農業振興費で600万円を計上するもので、年度内の完了が見込めないため、全額を翌年度に繰り越すものであります。

続きまして、商工費では、ふるさと寄附金を観光産業振興基金へ積み立てるた

め、89万円を追加する一方、新型コロナウイルスの影響で信貴山の宿泊施設の利用者が激減したこと、また、のどか村の温浴施設のオープンが延期されたことにより、入湯税が646万5,000円減額となったことから、これを相殺し、観光費で557万5,000円を減額するものであります。

次に、土木費では、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算に伴う繰出金といたしまして、住宅管理費で269万2,000円を追加するものであります。

次に、教育費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休校措置や保護者対応などで、職員の時間外勤務手当に不足が生じるため、86万6,000円を、また三郷小学校の擁壁に多数のクラックが入っており、崩落の危険性があることから、擁壁改修の設計及び工事費として2,532万8,000円を学校管理費で計上するもので、年度内の完了が見込めないため、全額を翌年度に繰り越すものであります。

また、今年度のふるさと寄附金を育英振興基金に積み立てるため、70万円を事務局費で文化振興基金へ積み立てるため、社会教育総務費で56万9,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、諸支出金では、SDGs未来都市として、土地開発基金を活用して購入したSDGs債の運用利息を土地開発基金に積み立てるため、土地開発基金費で8万円を計上するものであります。

歳入では、入湯税収入で646万5,000円を減額する一方で、三郷北小学校の大規模改造事業におきまして、国の負担金が増額されたことから、国庫負担金で1,650万8,000円を追加するものです。

次に、国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症への対応や取り組みを支援する地方創生臨時交付金の第3次配分額の一部を本年度で実施した事業に充当するため、3,396万1,000円を計上するものであります。なお、残額の1億500万円につきましては、コロナ禍の中で住民の皆様に必要な支援や事業をしっかりと検討し、令和3年度の補正予算で改めて提案させていただきたいと考えております。

また、児童手当のシステムの改修費に係る国の補助金が確定したことから57万2,000円を、ため池耐震性調査に対する補助金で600万円を、三郷小学校の擁壁改修工事と、三郷北小学校のキュービクル更新工事に対する補助金として2,190万9,000円を追加するものであります。

また、教育現場での感染症対策品を購入する財源として186万円を追加する

一方、各学校の自動水栓化の部品の納入が遅れ、年度内での完了が難しくなったことから、年度内完了が必須の補助金の申請を取り下げ、509万7,000円を減額したことから、これを相殺して323万7,000円を減額するものであります。なお、各学校の自動水栓化事業につきましては、地方創生臨時交付金の対象事業に変更して実施いたします。

次に、県補助金では、介護保険サービスの利用者負担額助成費の増額に伴い、生活支援等事業費補助金で1万9,000円を追加するものであります。

次に、財産運用収入では、財政調整基金及び土地開発基金を活用して購入いたしましたコロナ債とSDGs債の運用利息30万円を計上するとともに、勢野北部商業施設用地の売払代金として、不動産売払収入で1億500万円を計上いたしました。

次に、寄附金では、ふるさと寄附金として、見込額も含め309万8,000円を追加するものであります。

最後に、町債では、各小学校の施設整備に伴い5,870万円を、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で減収となった税目に対する減収補填債として3,850万円を計上するものであります。

なお、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金繰入金1億2,344万1,000円を減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第2号、令和2年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

予算総額に変更はありませんが、住宅新築資金等貸付金の一部が回収不能と判断され、償還不能債権の移管を受けたことに伴い、回収不能額の4分の3が補填されることから、県補助金で806万2,000円を計上し、残額の269万2,000円を一般会計から繰り入れるとともに、歳入欠陥補填収入を1,075万4,000円減額するものであります。

続きまして、「議案第3号、令和2年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

保険事業の既決予算に1億909万8,000円を追加し、補正後の予算総額を21億6,687万3,000円とするものであります。内容といたしまして、各サービスの利用がそれぞれ増減したことから、保険給付費におきまして、介護サービス等諸費で1億747万5,000円を追加する一方、介護予防サービス等諸費では98万9,000円を減額するものであります。また、審査支払手数

料で13万6,000円、高額介護サービス等諸費で132万1,000円、特定入所者介護サービス等費で115万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、保険給付費の増減に伴い、国庫負担金で1,950万5,000円、支払基金交付金で2,945万6,000円、県負担金で1,595万1,000円、一般会計繰入金で1,363万7,000円を増額し、基金繰入金を3,054万9,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第4号、令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算に274万2,000円を追加し、補正後の予算総額を4億141万4,000円とするものであります。内容といたしまして、これまで7割軽減に上乗せして施行されていた特例措置が段階的に縮減、廃止されたことなどにより、当初見込みの保険料収入の決算見込額に差異が生じることとなりました。このことから、特別徴収保険料で、412万5,000円を減額するとともに、普通徴収保険料で686万7,000円を増額するものであります。

一方、歳出では、保険料の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金で274万2,000円を増額するものであります。

続きまして、「議案第5号、令和2年度三郷町下水道事業会計補正予算(第2号)」であります。

まず、資本的収入につきまして、既決予定額に2,300万円を追加し、3億8,702万9,000円とするものであります。

一方、資本的支出では、既決予定額に5,607万円を追加するもので、令和3年度で予定しておりました老朽化対策のストックマネジメント事業が、国の予算の関係上、前倒しで事業採択されることとなったため、補正計上するものであります。

次に、「議案第14号、三郷町行政組織条例の一部改正について」であります。

本条例の改正は、令和3年度から水道部を廃止し、水道課及び下水道課を環境整備部に編入するとともに、文化財に関する事務を教育委員会から環境整備部へ移管するため、所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第15号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

本条例の改正は、国民健康保険制度の県単位化を前に、現在、各市町村でばら

ばらになっている保険税の減免基準の統一化が示されたことから、災害や世帯収入が著しく減少した場合などを減免理由に追加するため、所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第16号、三郷町介護保険条例の一部改正について」であります。

本条例の改正は、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、所得水準に応じてよりきめ細やかな保険料算定を行うため、介護保険料算定の所得階層を9段階から11段階に細分化するとともに、第1号被保険者が負担する介護保険料の基準月額を、現行の5,430円から5,880円に改定するもので、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第17号、三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」「議案第18号、三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」「議案第19号、三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、及び「議案第20号、三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、関連がありますので一括してご説明いたします。

これらの条例改正は、それぞれの条例に係る国の参酌基準であります厚生省令が改正されたことにより、各種記録類の電磁化、衛生管理、虐待防止等の制度改正に合わせて所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第21号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」であります。

本案については、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、本年3月31日をもって葛城広域行政事務組合が解散することから、組合に加入する団体の数の減少及び規約の改正について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第22号、三郷町文化センターの指定管理者の指定について」であります。

本年、3月31日に指定管理期間が満了する文化センターの指定管理を、引き続き公益財団法人三郷町文化振興財団に指定するもので、指定期間は本年4月1

日から3年間とするものであります。

次に、「議案第23号、三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について」であります。

本案につきましても、農業公園信貴山のどか村の指定管理期間が本年3月31日で満了することから、引き続き、株式会社農業公園信貴山のどか村を指定管理者として指定するもので、指定期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、「議案第24号、三郷町営火葬場の指定管理者の指定について」であります。

本案につきましても、町営火葬場の指定管理期間が本年3月31日で満了することから、引き続き一般財団法人竜の子霊園を指定管理者として指定するもので、指定期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

次に、「議案第25号、令和2年度西部保育園建替工事請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、昭和48年の開設から47年が経過し、老朽化が進んでいる西部保育園の全面的な建て替えを行い、令和4年4月に開園するための工事を実施するものであります。本工事を行うに当たり、一般競争入札の結果、上村・楠本・興永特定建設工事共同企業体、代表者株式会社上村組三郷支店、支店長松下秀之、構成員株式会社楠本工務店、代表取締役楠本康則、構成員興永建設株式会社、代表取締役柳原秀行を契約の相手方とし、5億3,229万円で請負契約を締結するもので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第26号、令和2年度三郷北小学校大規模改造工事（第2期）請負変更契約の締結について」であります。

本案につきましては、当初予定しておりました既存キュービクルの増設工事に当たり、PCBが含有していることが判明し、別途更新工事として契約することで国の補助対象となることから、当該工事費を除外するものであります。

また、老朽化に伴う受水槽更新や教職員駐車場の増設、増築する教室棟の地中に電気設備が埋設されていることが判明したことによる迂回工事などが追加となったことから、請負変更契約を締結するもので、当初の契約金額に809万6,000円を増額し、変更後の契約金額を2億5,658万6,000円とするものであります。

次に、「議案第27号、財産の取得について」であります。清掃センターで、昨

年11月に車両火災が発生し、経年劣化も進んでいることから、新たに収集車を購入するもので、指名競争入札の結果、清水哲自動車株式会社、代表取締役清水哲雄を契約の相手方とし、907万7,500円で財産購入契約を締結するもので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第28号、財産の取得について」であります。清掃センターに搬入される木材をリサイクルして製造する木質ペレットを安定して製造するため、新たに木質ペレット製造用機器を購入するもので、指名競争入札の結果、株式会社カメカワ、代表取締役亀川法生を契約の相手方とし、1,193万5,000円で財産購入契約を締結するもので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第1号、令和2年度三郷町カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）スポーツセンター整備工事請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について」であります。

カーボン・マネジメント強化事業として実施しておりますスポーツセンター整備事業について、施工段階で改修箇所と更新器具に変更が生じたため、当初の契約金額から1万3,200円を減額し、本年2月1日に変更契約を専決処分したことから、議会に報告するものであります。なお、本工事は、2月12日に完了しております。

最後に、報告第2号及び第3号、「寄附の受け入れについて」は、2件を一括してご報告申し上げます。

1件目は、昨年12月18日に株式会社三郷ひまわりエナジー様から、非接触検温器1台を、2件目は、本年1月29日に奈良県農業協同組合様から、足踏み式消毒スタンド2基をご寄附いただいたものであります。それぞれ有効に活用させていただきますとともに、心より厚く御礼を申し上げます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（伊藤勇二）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時55分

**議長（伊藤勇二）** 休憩を解き、再開します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第37、「発議第1号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第1号、令和3年3月3日、三郷町議会議長、伊藤勇二様。女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、久保安正。賛成者、神崎静代、南真紀。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2021年1月20日現在、締約国189か国中114か国が批准しています。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告しています。

2020年12月、政府の第5次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」としました。この立場に立って、政府がただちに取り組むべきです。

女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年3月、奈良県三郷町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」についての提案理由を述べます。



女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、いわゆる女性差別撤廃条約は、1979年の国連総会で採択されました。条約は、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとる決意をうたい、各国政府に迅速な取り組みを義務付けた画期的な条約であります。

女性団体や労働組合を初め、市民による世論と運動の広がりの中で、日本も1985年に同条約を批准しました。批准の際の外務大臣は安倍晋太郎氏で、国会答弁で次のように決意を述べています。

条約は、男女について、母性保護以外は全て平等であるという立場に立っており、これまでにない極めて画期的な考え方ではないかと思っている。いわゆる基本的人権というか、人間の尊重、尊厳をうたった包括的な条約であって、日本もこれに加入することによって、条約の趣旨を生かして、今後、まだ日本に残っている問題を解決し、条約の趣旨が完全に履行されるよう努力していかなければならない。このように当時の安倍晋太郎外務大臣は国会で述べております。

しかし、現状はどうなっているか。関係者のさまざまな取り組みや市民の力などで一定の前進はありましたが、問題は数多く残され、当時の安倍晋太郎外務大臣が決意として述べた条約の完全履行には程遠いものとなっています。世界経済フォーラムが毎年発表する男女格差、ジェンダーギャップランキングで、最近も日本は153か国中121位という極めて不名誉な現状であります。

1999年、国連総会は、女性差別撤廃条約の実効性を確保し、強化するために、個人通報制度と調査制度を盛り込んだ選択議定書は無投票で採択しました。そして、この選択議定書を締約国189か国中、現在114か国が批准をしております。ところが、採択時に異議なしであった日本は、20年以上が経過しているにもかかわらず、いまだにこの議定書を批准していません。このことが、日本における女性差別問題の解決を遅らせている要因の1つとなっています。

それは、昨年の通常国会の参議院外交防衛委員会の質疑での茂木外務大臣の、選択議定書と個別通報制度は、条約実施の効果的な担保を図る注目すべき制度であるという答弁からも伺えます。

また、国連の女性差別撤廃委員会は、2003年、2009年、2016年の3回の日本レポートで、一貫して日本の選択議定書の批准を求め、選択議定書批准の意義の効果を説き、さらには日本国内の司法権の独立が侵されるのではないかという懸念を払拭するコメントまで行っています。

また、国連人権理事会も、2017年、第28回普遍的定期的レビュー作業部

会の日本に関する報告書で、選択議定書の締結を勧告しています。さらに、昨年12月に策定された、政府の第5次男女共同参画基本計画でも、諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは、諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め見直す必要がある。このように述べています。

最後に、政府がこれまで選択議定書を批准しない理由としていた、個人通報制度の実効性、有効性への疑問及び司法権の独立への疑念については、ここでは述べませんけれども、昨年通常国会など、これまでの国会の論議を通じて基本的にクリアされていることを述べて、提案理由の説明といたします。

**議長（伊藤勇二）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

**議長（伊藤勇二）** それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐（高間洋光）** 朗読します。（別紙1頁～10頁）

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（伊藤勇二）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔一般質問〕

**議長（伊藤勇二）** 日程第38、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく申し上げます。

それでは、3番、南真紀議員。一問一答方式で行います。

**3番（南 真紀）（登壇）** 「ちいすてっぷと町立保育園におむつなどの設置を」とい

うことについて質問させていただきます。

昨年11月に、日本共産党三郷町委員会は、暮らしのアンケートを行いました。その中に、ちいすてっぷに、おむつとお尻拭きがあればよい、子どもを連れていたら、荷物が少ないほうがいいのでという声がありました。確かに、子どもとの行き帰り、荷物が少ないほうが安全ですし、もちろん、心の安心にもつながります。

あわせて、町立西部保育園にも、お仕事で忙しい保護者の方々にとって、子どもの送り迎えは荷物が多くて大変です。現在は、保護者がおむつに名前を1つ1つ書いて保育園に持っていかれているそうです。保育園側としても、保護者がわざわざ名前を書いて持ってくるおむつです。名前を確認した上で使用するにしても、間違いのないよう管理責任が伴いますので、保育園側としても現状では大変です。園内におむつやお尻拭きを置いて使用できれば、保護者にも保育園側にも喜ばれると思います。

奈良県内では、三宅町や奈良市で、保育園におむつを持参しなくていい手ぶら登園を実施されているそうです。三郷町も、ちいすてっぷと町立西部保育園におむつと、それに伴うお尻拭きを設置してはどうでしょうか。よろしく願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼いたします。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えをいたします。

町内における子育て家庭を対象に、より一層の支援を行うため、平成23年4月に子育て支援センターちいすてっぷを開設し、毎年約9,000人の乳幼児やその保護者が利用されています。現在ちいすてっぷでは、妊娠期の母親から就学前までのお子さんが利用されており、特に1歳以下の乳児とその保護者の利用率が、利用者全体の約65%を占めています。

議員ご質問の、ちいすてっぷにおける、おむつとお尻拭きの設置につきましては、開設当初より、おむつ交換台とお尻拭きは既に設置をしているものの、おむつについては常備していないのが現状であります。しかしながら、今後、おむつの設置について、スタッフと協議していく中で、「おむつはあります。手ぶらでお越してください」ではなく、あくまで施設利用時の非常用として常備する方向で検討してまいります。

その主な理由の1つとして、赤ちゃんの肌は特に繊細でかぶれやすく、おむつ

が原因で皮膚病を発症することもあることから、基本は保護者の責任のもと、サイズ、メーカー、枚数など、個々に合ったおむつの持参をお願いするものであります。

次に、西部保育園では、保護者が登園時におむつを持参し、保育士が園児の状況に応じ、おむつの管理や交換等を行っています。ご指摘のとおり、奈良市や三宅町では、保護者が登園時におむつを持参しなくてもいいよう、手ぶら登園を実施しており、三宅町へ問い合わせた結果、保護者からは好評であると聞いております。

この手ぶら登園は、月額約3,000円と聞いており、直接業者が保育園におむつセットを納品するため、保護者にとっては毎日のおむつセットを保育園に持参する必要がなく、負担が軽減できるというメリットがあります。このことから、本町といたしましては、少しお時間をいただき、先進事例を参考に、まずは導入によるメリット、デメリット等を十分に把握し、保護者へのニーズ調査も必要であると考えております。

以上のことから、西部保育園におけるおむつセットの設置につきましては、保護者や保育現場の声を聞きながら慎重に検討してまいります。

以上です。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） ちいすてっぷにつきましては、今、非常用のおむつとお尻拭きは検討とのことなんですが、アレルギーなどに関してはいろいろあると思いますけれども、ぜひ、ちいすてっぷ、常時置いておくことに関しては、委託先の考え方もいろいろ考慮しながら、あと住民の方々の声もまたしっかり検討していただきたいと思います。というのも、アレルギーのことに関しては、やっぱり給食なんかでも、誰に対してもアレルギーというのはあると思います。また、その辺のことも、とりあえず、これだけはあるよというのがあったらいいなと私も思いますので、またそちらの方も検討をよろしく願いいたします。

そして、西部保育園は、アンケート調査をされるとのことで、しっかり保護者の声を聞いていただき、新しい園舎ができた頃には手ぶら登園が実施できるよう、前向きにご検討していただきたいと思います。

ところで、もう一つなんですが、西部保育園での現在の状況ですけれども、保育園で子どもを預かっている間に先生方に取り替えてもらった使用済みのおむつを、先生方が保護者に持ってきてもらったビニール袋にわざわざ入れて保護者

の方に渡して持って帰って捨ててもらっているということなのですが、先生方も管理責任は大変ですし、違う子どものを間違えて渡してしまうことはないと思いますけれども、やはりそういったことの責任も伴ってまいります。仕事帰りの保護者にも使用済みのおむつは重たいし、これも持ち帰って捨てるのは大変だと思うんですが、使用済みのおむつに関してどうにかならないものでしょうか。よろしく願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼いたします。それでは、南議員の再質問についてお答えをいたします。

まず初めに、ちいすてっぷにおけるおむつの運用につきましては、先ほどの答弁のとおり、原則は個々に合ったおむつを保護者でご準備いただきまして運用していきたいと考えております。しかしながら、非常用のおむつにつきましては、施設内でストックできるよう、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、西部保育園における使用済みのおむつの処分につきましては、南議員ご指摘のとおり、保護者または保育士の負担をできるだけ軽減するため、本年4月1日より、使用済みのおむつについては、保育園の方で回収し、処分してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。3番、南真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** 「新型コロナウイルスのワクチン接種の準備状況は」ということで一般質問させていただきます。

ワクチン接種については、とても大切なことですが、接種することに不安を感じている方々が増えているそうです。ワクチン接種については速やかに進めるためにも、町は、ワクチンの安全性と有効性とリスクの十分な確認の上で、町民に対して情報を公開し、不安に応えることが大切だと思いますが、どうお考えでしょうか。また、実際にワクチン接種を進める際の準備状況は、今どのようになっていますでしょうか。よろしく願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼いたします。それでは、南議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発症をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的として実施されます。

議員おっしゃいますように、ワクチンの安全性・有効性につきましては、接種を行うに当たり、リスクとベネフィットの双方を考慮する必要があります。ワクチンは、当面、ファイザー社製のワクチンを予定しており、1回目の接種後、通常3週間の間隔で2回目の接種を受け、本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度たってからとされております。現時点では、国内において感染予防効果は明らかになっていないため、ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

また、主な副反応は、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、疲労、発熱等があります。まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。町といたしましても、町民の皆様が大きな不安を抱えておられることは十分認識しており、国や県等から示された情報につきましては、スピーディーかつ的確にお伝えし、少しでも町民の皆様の不安を払拭できるよう努力してまいります。

次に、ワクチン接種の準備状況につきましては、当面確保できるワクチンの量には限りがあり、その供給も順次行われる見通しであります。このため、接種目的に照らして、ワクチン接種順位については、まず、新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等、次に65歳以上の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、ワクチンの供給量に応じて60歳から64歳の方を上位に位置付けるとされております。

現在の国からの情報では、市町村が実施主体となる65歳以上の高齢者への接種は、本町では4月下旬から5月以降になるのではないかと推測されます。本町におきましては、65歳以上の方は約7,000人おられ、接種率につきましてはおおむね70%と見込んでおり、接種券等の発送につきましては、国の指示の下、接種の仕方、受付方法等の案内文を同封して、個別に3月下旬以降に発送できる準備をしているところであります。

接種会場につきましては、生駒地区医師会と再三の協議を行っておりますが、現在のところ、福祉保健センターを中心に考えており、当面は集団接種を予定しております。

また、接種体制につきましては、現在、国、県、生駒地区医師会、生駒郡4町

と協力し接種体制の構築をしているところであり、本町におきましては事務量が膨大になることから、全庁体制で取り組んでまいります。

また、ワクチンの接種予約受付として、コールセンターの設置と、住民の方が少しでも不安を軽減できるよう周知してまいりたいと考えております。しかしながら、現在のところ、医師の派遣、看護職の確保等さまざまな課題を各機関と調整中であり、準備状況としてのご説明できることはわずかではございますが、今後、詳細が決まり次第、お伝えしてまいります。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 南議員、再質問を許します。

**3番（南 真紀）（登壇）** 今の答弁ですと、医師、看護師の体制の確保については、まだこれからとのことで、今後、町民のためにもしっかりと確保していただきたいと思っております。

それで、コロナワクチン接種率についての社会的効果なんですけれども、国民の70%から80%が接種しなければ効果が期待できないというふうに聞いております。町として接種率を上げるように取り組んでいただきたいと思っております。まずそれが1点目です。

そして、集団接種が始まったときには、会場内での3密を避けて、町民の方々が安心して接種できるようにしていただきたいと思っております。これは2点目です。

そして3点目です。お年寄りや障がい者の方々に、希望されていても、接種会場へなかなか行きにくい方々の送迎なども考えていただきたいと思っております。もちろん、訪問接種などいろんなやり方があると思っておりますので、接種率の向上のためにも考えていただきたいと思っております。

もう一つは、ワクチン接種後の住民の方々のケアも必要だと思っております。ワクチンのリスクとして、後遺症が出る方やアレルギー反応のある方など、まだまだ未知のことも多いと思っておりますので、接種後の住民の方々の声があったら、しっかり聞いてケアができるよう想定して準備しておいてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼いたします。それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、接種率につきましては、先ほども申し上げましたが、70%を見込んでおります。ワクチンの接種が集団免疫をもたらしてくれる可能性があると言われて

ている中、人口の3分の2が免疫を獲得すればパンデミックを食い止めることが可能で、地域社会もしくは国全体を守ることができるという意見もございます。

また、WHOの専門家は、ワクチンによって集団免疫を達成する方法として、65%から70%の接種率を上げております。町といたしましても、より安全にワクチンを接種いただけるよう周知徹底し、ワクチン接種等感染防止対策の2枚看板で、脱コロナに向けて努力してまいります。

次に、接種会場における3密体制につきましては、既に健康診断で実施しております感染対策のためのマスク着用、ソーシャルディスタンス、手指消毒、換気などを厳守し、3密を避ける体制をとっております。ワクチン接種につきましても、万全な体制で対応してまいりたいと考えております。

次に、ご高齢の方や障がいをお持ちの方などの接種会場への移動が困難な方につきましては、デマンドタクシーや町バスの活用等、また在宅の方や高齢者施設の方の接種等につきましては、地区医師会と協議を重ねながら、より多くの方がスムーズに接種できるよう、体制を構築してまいりたいと考えております。

最後に、接種後のケアについてということでございます。

有効性、安全制が高いと言われているワクチンですが、厚労省によりますと、2月26日の時点で、医療従事者の先行接種で、2万人のうち、副反応が疑われる事例が3件報告されました。症状といたしましては、じんま疹や悪寒、手足が上がらない脱力症状が出たということでございますが、いずれも回復しており、重いアレルギー反応のアナフィラキシーの発症はなく、ワクチンについては現時点で安全性に重大な懸念は認められないとされております。

議員ご質問のワクチン接種後のケアにつきましては、町民からの問い合わせ等につきましては、町、県、国がそれぞれ役割に応じて対応することとされており、一般的な相談については、町の方が担い、専門的な問い合わせの対応といたしましては、県において、接種後の副反応に関する相談などのコールセンターの開設を予定しており、より医学的、専門的な問い合わせに対しましては、厚労省によるコールセンターが設置されております。

また、万が一、ワクチンの接種によって健康被害が生じた場合につきましては、三郷町予防接種健康被害調査委員会の設置要綱に基づき対応させていただくとともに、国による予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当など、法律で定められた金額が支給されます。

いずれにいたしましても、町民の皆様には安心してワクチンを接種していただ



き、少しでも不安を払拭できるよう周知徹底してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再々質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 今、お年寄りや障がいのある方などへの対応、送迎について、デマンドとか町バスというようなお話、今いただきました。いろんなやり方があると思います。訪問接種も、もしもできたら、そういうこともあると思いますし、本当にいろんなやり方があると思いますので、そのときそのときの柔軟な対応、そして起こり得る想定など、被害を少しでも早く食い止めるためにお願いしたいと思います。

今朝入ったニュース、今朝、本当に朝6時ぐらいにやっていたニュースなんですけれども、今、医療従事者が最初、今、注射、ワクチン接種されていて、ファイザーのものをされているということで、リスクというか、された60代女性の方が、今回ちょっと脳梗塞で亡くなられたという方、そういうことがあるんですけれども、それ自体が、ワクチンが理由かどうかということこれから検証していくということで、まだまだ未知のものであり、そういう新しい、とにかく新しい情報をとにかく入れていただいて、これは本当に接種率を上げなければいけないものなので、やはりそういう情報網、これからどんどんテレビでもマスコミでもやっていくと思いますので、そういったことを、とにかくしっかり正直に町民に報告していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。3番、南真紀議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目、「多胎に対する支援を」ということで質問をいたします。

厚生労働省の調査では、母体総数に占める双子出産者はおよそ1%、100人に1人の妊婦さんが双子を出産することになっています。三郷町ではどうかということちょっと調べました。2017年度が2組、2人ですね。それから2018年度が3人、2019年度が1人。それから2020年度が1組と1人ということで、毎年三郷町でも少なくとも1の方が双子を出産されているということです。多胎妊娠の場合は、1人の妊娠に比べると、やっぱり母体への負担が大きく、妊婦健診の間隔も短く、費用も多くかかります。多胎妊娠への助成を増額できませんか。

また、出産後の育児は赤ちゃん1人でも大変ですが、多胎児となると想像を絶する大変さです。民間団体の多胎児家庭アンケートでも、乳児期の1日の睡眠時間はわずか16分などと悲鳴のような声も届いています。町として何か支援を行っておればお答えをいただきたいと思います。

**議長（伊藤勇二）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼いたします。それでは、神崎議員の1問目のご質問についてお答えをいたします。

本町における年間出生数は約180人であり、第2期三郷町まちづくり総合戦略では、令和6年度までに年間出生数の目標値を200人と定めています。この目標を達成するため、令和3年度より不妊治療費等の拡充を予定しており、妊婦の方々が安心して出産していただけるよう支援の充実に努めているところであります。

また、本町では、この5年間で9組の双子が誕生し、戸別訪問や子育て相談など、母親の負担を少しでも軽減できる取り組みを実施してまいりました。

次に、本町における妊婦の健康診査費用に対する助成についてであります。現在、妊婦1人につき9万7,500円を上限に、1枚当たり2,500円の給付券を39枚つづりで交付しています。

議員ご質問の多胎妊娠への助成の増額につきましては、令和元年度より、胎児数に応じ助成額の改定を既に行っており、双子の場合、胎児数は2人ですので、現行の9万7,500円の上限額に胎児数2人分を乗じ、19万5,000円分の給付券を交付しています。

最後に、多胎の母親に対する出産後の支援につきましては、まず、保健師による新生児訪問や、多胎の母子のみが参加できるふたごっち教室の開催、また、ちいすてっぷやファミリーサポートセンターの利活用など、子育てに関する相談窓口を福祉保健センター内で一元化し、SDGsの理念であります、誰一人取り残さない社会を目指し、引き続き、相談支援事業を初め、子育て支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 神崎議員、再質問を許します。

**3番（神崎静代）（登壇）** 令和元年度から、既に多胎妊娠の方へ助成の増額、また多胎児の育児への支援を行っているというご回答でした。この質問を通告するときには要綱を見たんですけれども、元年度からやっているということになっていまし

たけれども、要綱が変更されていませんでしたので、今回、この質問をさせていただいたという次第です。

育児の件ですけれども、国は今年度から交流会相談事業の多胎ピアサポート事業、また日常生活のサポートや外出時の補助の多胎妊産婦サポーター等事業なども創設をしております。こういった国の補助事業なども利用して、多胎児の育児への支援をしっかりと取り組んでいただくようお願いをいたします。

**議長（伊藤勇二）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼いたします。それでは、神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、三郷町妊婦一般健康診査実施要綱が旧のままになっておりまして、改正がなされていないことが判明いたしました。早急に要綱の一部改正を行い、事務に支障を来さないよう対処してまいりたいと考えております。

また、このたびの件に関しましては、議員の皆様を初め、町民の皆様への信頼を損なうこととなり、深くおわびを申し上げます。今後、このようなことがないよう深く反省し、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。まことに申し訳ございませんでした。

また、ご指摘いただきました多胎妊娠への支援の充実につきましては、国から示されます補助事業をしっかりと熟知し、ピアサポート事業を初め、本町に合った支援事業を今後検討してまいりたいと考えております。

**議長（伊藤勇二）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

**1番（神崎静代）（登壇）** それでは、2問目、「国保の人間ドック助成の増額を」ということで質問をいたします。

元気で長生きし、医療費を減らすためには、病気の予防と早期発見・早期治療が大切です。そのためには人間ドックの受診率を向上させる必要があります。2019年度実績で、三郷町は助成額2万円で、受診率は5.01%、上牧町は助成額4万円で受診率10.09%です。平群町は現在の助成額は三郷町と同じ2万円ですが、2013年度から2016年度の間は助成額が3万円でした。そういったことも関係していると思いますけれども、平群町は受診率が8.08%です。

また、昨年11月の奈良県国民健康保険運営方針案では、保険事業費等に充てることを目的とした法定外の一般会計繰入金については、解消を削減すべき対象

とはしませんとしております。医療費を減らすためには国民健康保険の人間ドックへの助成額を増やし、受診率を上げることが医療費の抑制にもつながります。助成額の増額を検討してほしいと思います。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）**（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

現在、国保の人間ドック助成事業につきましては、県内18の市町が実施しております。その中で、本町では、1年以上国保に加入している満40歳以上の被保険者の皆様を対象として、健康的な日常生活を送っていただくため、病気の予防・早期発見を目的として人間ドック受診料の一部を助成しております。

事業内容といたしましては、助成金の申請時点で納期限が到来している国民健康保険税を完納していること、人間ドックの検査項目に特定健康診査の検査項目を全て含んでいることを条件として、日帰りドックは2万円、入院ドックは3万円を限度額として、年に1回助成金を支給しております。

議員おっしゃいますように、本町の人間ドックの受診率につきましては、平成29年度4.95%、平成30年度5.16%、令和元年度5.01%と、5%前後を推移しております。本年度につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、厳しい状況になることも推測されます。

しかしながら、被保険者の皆様に健康的な日常生活を送っていただくため、また、国保財政を安定させるための取り組みといたしまして、1点目に、次年度より、日帰り、入院の区別なく助成金の限度額を一律3万円に引き上げ、これまで70歳未満の方に負担していただいていた1,000円の一部負担金を廃止いたします。病気の予防、早期発見、早期治療により健康的な日常生活を送っていただき、多くの被保険者の皆様に受診していただけるよう、広報、SNS等で啓発し、受診率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目に、特定健康診査及び人間ドックを受診された被保険者の皆様を対象に、1,000円相当のクオカードを提供するインセンティブ事業など、新たな事業にも取り組みます。

3点目に、予防をさらに推進していくために、データ化した検診結果等を活用する、いわゆるヘルスケアを推奨し、健康寿命日本一を目指す本町といたしましても、被保険者の皆様の長寿や健康づくり、そして医療費の適正化を図ってまいります。

なお、後期高齢者医療の被保険者の皆様につきましても、国保と同様に、次年度から、日帰り、入院の区別なく、助成金の限度額を一律3万円に引き上げを行い、引き続き、健康で明るい三郷町を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 神崎議員、再質問を許します。

**1番（神崎静代）（登壇）** 大変前向きなご回答をいただきました。それは大変ありがたいことで、啓発のほうもいろいろと頑張っていただけというような回答だったと思います。

ところで、この増額される財源についてなんですけれども、今、三郷町の国保財政は、基金もそれなりにあり、安定しております。基金というのは保険税をたくさん集め過ぎてたまってきたものです。去年は、三郷町は国保税を引き上げましたけれども、国保税が高いという声が大変いつも多く聞いております。少しでも国保税を下げるためにこういったお金を使うべきだと私は考えています。

先ほども、県の奈良県国民健康保険運営方針案のことを申し上げました。保険事業等に充てることを目的とした法定外の一般会計繰入金については、解消、削減すべき対象としていませんということもありますし、後期高齢者のほうは一般会計から繰り入れをしておりますので、国保の人間ドックの財源も一般会計から繰り入れるべきだと私は思っておりますけれども、財源についてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼します。神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、後期高齢者医療制度につきましては、原則75歳以上の方、全ての方が加入されます。一方、国民健康保険は、自営業の方や年金受給者とか、あと、あるいは会社を退職された方などが加入されます。

人間ドックの助成の法定外の繰り入れということにつきましては、国民健康保険制度を利用していない方からすれば不公平感が生じることから、法定外繰り入れは避けるべきであると考えております。

また、国民健康保険と後期高齢者医療とでは、基本的に制度設計が違いますので、一般会計への繰り入れということに関しましては比較できないというふうに思っております。また、現在のところ、先ほど神崎議員もおっしゃったんですけれども、本町の国保財政は比較的安定しており、基金のお話もされたと思うんで

すけれども、基金の活用ということではなく、人間ドックの助成につきましては国保会計の中で助成していくべきだと考えておりますので、一般会計からの法定外の繰り入れにつきましては考えておりません。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩します。再開は、午後1時10分とします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時10分

**議長（伊藤勇二）** 休憩を解き、再開します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

**2番（久保安正）（登壇）** 「住宅リフォーム助成制度の新設を」ということで質問いたします。

日本共産党議員団は、地域住民の生活向上と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム助成制度を設けたらという提案を一般質問や毎年度の予算要望などで行ってきました。斑鳩町は、昨年、新型コロナウイルス感染症対策事業として、住宅リフォーム等支援金交付事業を実施しましたが、支援対象工事の幅を広げたこともあり、約500件の実績となったとのこと。コロナ禍で経済が収縮しています。町内業者の受注機会の創出と町民の消費喚起を図り、経済活性化に少しでも寄与すべく、住宅リフォーム助成制度の新設を検討してみてはいかがでしょうか。

**議長（伊藤勇二）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** 失礼します。ただいま久保議員から1問目のご質問をいただきましたので、お答えします。

住宅リフォーム助成制度につきましては、議員お述べのとおり、これまでも、予算要望や過去の一般質問により事業の要望をいただいております。三郷町では、省エネルギーに役立つ設備の導入を目的としたリフォームへの助成として、太陽光発電システムの設置補助、家庭用蓄電池の設置補助、エネファームの設置補助などを行っております。また、定住促進のための空き家リフォームの助成、地震時の被害軽減のための耐震シェルターの設置、耐震改修工事、危険ブロック塀の撤去工事への助成も行っているところです。

さらに、福祉施策としましては、介護や介助が必要な高齢者等に対するバリアフリー化などの生活支援のリフォームへ助成をしております。

これらの施策は、三郷町のSDGs未来都市の理念やまちづくり総合戦略の骨

子を実現するため、重点的に住環境の改善に取り組むという考え方の表れです。議員からご説明いただきました斑鳩町の施策は、新型コロナウイルス感染症対策事業として地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム等支援金交付事業を上限20万円の助成で25件の予算化を行い、昨年10月1日から申請の受け付けを開始し、11月13日の受付打ち切りの際には490件の申請があったと聞いております。当初の見込みから大きく件数が膨らんだのは、対象となる工事の範囲が特に限定する制度ではなかったため、支援金申請に殺到したことが理由と思われる。

議員ご承知のとおり、三郷町におきましても、斑鳩町と同様に新型コロナウイルス感染症対策事業として、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券の販売を昨年11月2日から行い、その利用を通じて住民の皆様の消費を喚起し、消費対象を特に限定せずに地域経済を回復させる事業を行いました。結果として、発行総数1億500万円、販売総額7,846万円、うちプレミアム分3,138万4,000円、個人負担としては4,707万6,000円であり、町民の皆様の日常生活を支援するとともに、コロナ禍で苦境に陥っていた地域経済の活性化に大きく役立ったと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、今年度の敬老会が中止となったことから、70歳以上に感染症対策品の提供を、臨時交付金を活用して実施させていただきました。70歳以上の方、約6,000人を対象に、ハンドソープと地元事業者製のお菓子をお贈りしたものです。今回の商品を受け取られた高齢者は、特に地元のお菓子をととても喜んでおられました。普段から地元産のお菓子を自宅用として利用されていた方が、贈答品として使ってもいいねと商品価値を再評価することにつながられたと思います。

これまでご説明させていただいたことを踏まえながら、議員お述べの住宅リフォームに特化した助成につきまして検討したところ、特定業種への助成は、その業種の時々の経済情勢を考慮して判断する事案ではございますが、今のところ導入する考えはございません。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 久保議員、再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 北葛城郡の広陵町ですけれども、2005年度から地域活性化対策住宅リフォーム補助金交付事業を実施しております。交付の対象は、自己の居住の用に供している町内に存する住宅とし、住居部分のみとしております。

対象工事は、壁紙の張り替え、外壁の塗り替え、屋根の吹き替え、バリアフリー化、その他住宅の模様替え等のための工事、老朽化災害等による住宅の修繕のための工事、対象となる工事はこのように決めております。

補助金の額は、20万円以上の工事について10%相当額で、限度は10万円です。2005年度から2019年度までの15年間の実績は388件で、年間平均約26件。助成金総額は3,312万5,000円で、年間平均で221万円です。工事総額は7億500万円で、助成金に対する経済効果は約21倍となっております。地域住民の生活向上と地域経済の活性化に寄与し、経済効果も大きい住宅リフォーム助成制度の新設を検討するよう、今後も引き続き要望していくことを申し上げまして、質問を終わります。

**議長（伊藤勇二）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

**2番（久保安正）（登壇）** 「公営住宅管理条例に則った住宅管理を」ということで質問させていただきます。

昨年の年末に、町営住宅19号棟で、既に居住している人が2021年度用にリフォームされた部屋に転居するということがありました。同じ19号棟に住んでいる住民の方から、どうしたら公募による公開抽せんなしで転居することができるのか、私が住んでいる部屋も、長年住んでいて汚れているので、リフォームしたきれいな部屋に私も転居したいが、どうしたらいいですかという問い合わせが私のほうに寄せられました。

19号棟のこの事案について、公営住宅管理条例の妥妥った手続を含む事実経過についてお答えをいただきます。

**議長（伊藤勇二）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** 失礼します。久保議員から2問目の質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

最初に、町営住宅の現在の入居者募集状況について説明をさせていただきます。現在は、一般募集は停止しており、老朽化しております11号棟、12号棟入居者の優先転居を進めているところです。ただ、ドメスティックバイオレンスなどの相談事案は、一時的な避難を要する場合に、空き部屋へ緊急入居させ、相談者の安全確保に努めております。

優先転居の事務手続につきましては、基本的に入居審査会の承認を受けて事業を進めております。特に、ドメスティックバイオレンスなどの緊急入居対応には、



事後的に入居審査会へ報告し、承認を受けているところです。

議員お述べの19号棟は、三郷町公営住宅等設備及び住宅等整備基準条例の別表で、住宅地区改良法17条第1項で、改良住宅として規定された三郷町営住宅と位置付けられており、三郷町住宅管理条例及び同条例施行規則により管理運営しているところです。

議員お述べの三郷町公営住宅管理条例は、三郷町営住宅管理条例がこの条例の一部の規定を準用する関係があります。改良住宅と公営住宅の相違点を除き、入居や家賃等の手続、入居者の遵守義務や罰則などを三郷町公営住宅管理条例に照らして条項を適用しているところです。

ご質問の19号棟の事案の経過ですが、平成24年5月に転居してきた相談者ですね、転居された方ですけれども、相談者の隣人の方が、約3年前から動物を飼育するようになり、その悪臭、鳴き声で、相談者が精神的苦痛を訴え、改善を図るため、その隣人の方を訪問指導しておりました。ただ、その隣人の方も、当時から現在まで病氣療養中であり、動物の飼育が治療に役立つとの説明があったため、改善は進んでいませんでした。

その中、昨年初めから、新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出時間を減少し在宅時間が増えた影響で、相談者がより精神的に不安定になり、平穏な生活ができないとの相談が昨年12月までに何度も寄せられていました。その時点で別の建物の空き家への転居を提案しておりましたが、家賃の問題に加え、高齢のため、これまで築いてきた近所の人間関係を失いたくないという強い思いが伝えられていました。昨年12月になり、相談者の体調がすぐれず、精神面も悪化したことから、直ちに同じ建物内で転居を熱望する痛切な訴えがありました。

このような状況から、本件は緊急対応を要すると判断したものです。その時期には、同建物内で改修工事を2件施工しており、監督員検査を昨年12月26日に実施し、現場工事が完了する部屋があったことから、建築請負契約約款第33条の部分使用条項を適用し、直ちに使用可能な部屋として12月28日に転居いただいたものです。その後、相談者は精神的にも安定した生活を過ごされております。

なお、問題となった動物を飼育されている入居者に対しましては、これからも管理人と協力して、問題解消に努力してまいります。

町営の住宅は、公平で公正な住宅運営を旨とすることは当然として、騒音、ペット、ごみ等の問題で入居者お一人お一人からの相談があり、それぞれの問題に

対し真摯に向き合い、親切丁寧な対応に心がけ、全体の規律と個別の諸事情とのバランスを図りながら住宅管理運営を行っております。今後も、適正な運営に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2 番（久保安正）（登壇） 部長から答弁いただきましたけれども、19号棟の同じ棟の中で転居が行われた、同じ人が転居した。今、経過、経緯の説明があったんですけれども、例えばDVの問題とかと違って、これは前からあった。前からというのか、緊急に起きたことではない、こういうふうに私は思います。その動物を飼っている部屋の問題を含めて、事前にずっとあった、経緯があった。ですから、緊急に行ったというのは、私は当たらないと思います。

住宅管理条例ですけれども、これで公営住宅への入居者は公募で決めるということが原則となっています。公営住宅管理条例を見ますと、第4条で、町長は次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず公営住宅に入居させることができると規定して、公募によらない例外を定めております。そして、この条例第4条の7号に、現に公営住宅に入居している者の心身の状況から見て、町長が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該入居者が入居することが適切である、この条例、第4条の7号を適用して今回の入居は行われたというふうに思います。このほかには条例を見ても見当たりません。これが適用されたのだと思います。

お聞きをします。要するに町長が認める例外規定なわけですから、私は事前に町長の決裁が必要だと思いますけれども、町長の決裁は行われたのですか。先ほども申し上げましたけれども、時間はあったはずですよ。緊急ではないはずですよ。

それから、公営住宅管理条例第7条（入居の申込み及び決定）、条例第10条（住宅入居の手続）、第7条と第10条でこれを定めております。第7条によれば、入居の申し込みを行って、町長が入居決定の通知を出します。この入居決定通知に基づいて、第10条で、入居決定者は連帯保証人と一緒に連署で誓約書を提出する。それから、敷金を納付する。そして、それに基づいて、町長が入居可能日を通知する。その後で入居するというふうになっております。第7条、第10条に基づいて適正に手続が実施されて転居が行われたのか、お答えをお願いいたします。

もう1点。町の建設工事請負契約約款との関係でお伺いします。転居先のリフォームされた部屋は、約款第33条の部分使用、発注者は検査及び引渡し前にお

いても、工事目的物の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができるというふうになっております。この部分使用、約款の部分使用についての規定を適用したかと思えますけれども、建設工事請負契約約款の逐条解説は次のように述べております。この部分使用についての承諾ですけれども、この承諾は、あらかじめ書面でなされるべきであるが、書面によらなかった場合でも、当事者間で承諾について認識の相違がないのであれば効力を認めて差し支えないと考える。しかし、書面が残されていない場合には、後日、紛争が生じた場合に承諾があったことを証明することは非常に困難になるので、当事者間に認識の相違がないうちに書面化すべきである。逐条解説はこのように述べております。転居先のリフォームされた部屋は、部分使用に該当すると思えますけれども、受注者との間での部分使用についての承諾は書面化されているのですか。それとも書面はないのですか。お答えを。

**議長（伊藤勇二）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）**（登壇） 久保議員のほうから、今、再質問いただきました。

4点あったかと思っております。まず、緊急性の部分ですね。今回の事例についての緊急性の部分。それから、公募を行わずする場合の例外規定につきまして、町長の判断事案ではないのかというところが2つ目。3つ目が、適正な契約が交わされているのかどうかというところが3つ目。4つ目が、約款の中での部分使用について、書面でのやり取りが必要ではないかというところについて順番に答えていきたいと思っております。

緊急性の部分につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、12月になってから転居された方の状況が急変したというのがまずあります。ずっと続いていたではないかということでご指摘いただいたところではございますけれども、確かに環境的な部分というのは続いていました。ただ、昨年に入ってから新型コロナウイルスの状況で社会から途絶されたような状況が生じるようになったりとか、あと12月、年末の状況の心理状態というところもあったんではないかと推測はします。ただ、かなりの転居された方の状況が危機的な状況であるというのは、我々環境整備部としても認識したので、今回、このような措置を取らせていただいたところです。

公募を行わず、特例でする場合ですね、議員ご指摘の条項に当てはまると我々も認識して動いておりました。ただ、この公営住宅ですか、町営住宅につきましては、環境整備部のほうに町長から委任のほうを受けておりますので、我々の判

断が町の判断ということで、今回、処理のほうをさせていただいたところです。

3つ目ですけれども、適正な契約がなされたのかということで、まず、緊急的な話ですから避難をするということで、それが12月28日、先ほど申し上げた日にはなりませんけれども、避難された。行って、そこで本人が落ち着かれないと書面的な交換とかもできません。そういったところで、実際の請書というのですか、まず1点目が、申請の方は12月の25日に出されて、それをもって部の中で話はしています。26日に工事は完了したと、先ほども説明したとおりです。それで、28日に転居されて、契約というのですか、請書の引渡しというのが1月1日でした。その後、入居審査会のほうが書面によって開催されるということでしたので、1月25日に書面をもって報告させていただいて承認をいただいたところです。というような流れでの契約それから内部事務的なところについては今申し上げたとおりです。

4つ目の約款における部分使用につきましては、書面は作っておりません。実際に工事を受注された業者さんにもお話をし、使うということのご理解は口頭でいただいておりますので、特に問題はなかったかと思っております。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 久保議員、再々質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** この問題の私と担当部署との認識の差は、緊急性があったのかどうかということだと思えます。隣の部屋で動物がいっぱい飼われていて、いろいろ苦情等とかあった。これは先ほども部長が言っていますけれども、早くからあった話です。それで、19号棟じゃなくて、ほかの棟への転居も含めて何回か話し合いが行われている。リフォームの工事が始まった、19号棟。あまり具体的なことは言いたくないんですけれども、4階から5階への転居ですね。当然、1階上の階でリフォームが始まった。それが始まってからの話じゃないんですか、この話は。私は、これは緊急性があったことについては、認めることはできません。したがって、そこが違いますから、その後の手続等というのが全部違ってくるわけですね。

町営住宅については、不正入居がいろいろ言われています。最近も、ある1つのことが分かりました。町営住宅の中に住んでいることになっている人があって、ところが、その人は違う部屋に住んでいます。その部屋には住んでません。同じ号棟の同じ階の隣同士の部屋だった。住所が違うんです。いろいろと不正入居を含めてあることは、皆さんご承知のことと思います。

したがって、前から申し上げてますけれども、管理条例に基づいて、あるいは継承権の問題を含めて厳格にやるべきだということを、これまでも議会の中の審議でも何回も申し上げています。今回のこの件も、慎重に厳格にやるべきです。緊急事態だったということの名目にして、ほとんど手続が行われてないじゃないですか。今後も、町営住宅については、厳格に規則、条例等にのっとりて事業を運営していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

**議長（伊藤勇二）** 2問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、6番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

**6番（高田好子）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました1問目の項目、「切れ目のない子育て支援」について質問させていただきます。

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより妊娠、出産、育児のさまざまな相談にワンストップで対応し、切れ目のない支援が行われております。ネウボラという言葉も随分定着してきました。フィンランド語で助言の場を意味する支援制度で、その中心的役割を果たす「子育て世代包括支援センター」の設置や産後ケア事業、産後うつケアなど、妊産婦や乳幼児が安心して健康な生活ができるよう支援策が講じられています。

しかし、地域とのつながりが希薄化し、現在、新型コロナウイルス感染拡大の中での出産は、さまざまな環境の変化やストレス等により、出産予定日が何日もおくれたり、普通ならば立ち会い出産や出産後も家族と子どもを囲み喜び合えるはずなのに、新型コロナ感染対策のため、出産を終えたお母さんは入院中、たった1人で過ごさなくてはならない場合も多く、心細かったとの声もお聞きいたしました。

妊産婦の孤独感や不安感は高まっており、その中大きな課題となっているのが出産直後の対応です。出産により女性の心身には大きな負担が生じ、特に出産直後から1カ月ほどは身体的な負担に加え、急激なホルモンバランスの変化により精神的に不安定になる傾向が強く、マタニティブルーズ、以前はマタニティブルーと呼ばれていた精神症状があらわれます。お聞きになったことのあるお言葉だと思います。

出産後の女性の30%から50%が経験すると言われており、ふいに涙がとまらなくなったり、いらいらしたり、落ち込んだりし、心の不安定な状況があらわ

れます。大抵は症状も一過性で、産後10日程度で軽快しますが、中には症状が長引き産後うつに移行する場合もあり、産前産後のお母さんへの手厚いサポートは大変重要です。

近年では女性の出産年齢が年々高くなっており、出産する女性の親の年齢も高齢化し、十分な手助けを受けられない状況もあります。また、核家族化が進み、昔のように地域との交流も少なく、不安を抱えたまま母親として育児をスタートするケースや1人で子育てをしなくてはならない環境の家庭も多くなっています。

本町では既に新生児訪問指導や4カ月から5カ月児健診などを初めとする産後の支援を行っていただいております。また、コロナ禍における支援として新生児特別臨時給付金や妊婦特別臨時給付金を行っていただいております、大変喜びの声をいただいております。

そこでお尋ねいたします。妊娠期から出産後に至る支援の取り組み状況と課題についてお聞かせください。また、母子の健康や授乳指導、育児相談などを行う産後ケアの充実が求められております。本町における産後ケアの状況もあわせてお聞かせください。よろしく願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼いたします。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えをいたします。

本町では平成30年4月に子育て支援サービスの向上とワンストップ化を目指し、住民サービスがより円滑に提供できるよう、こども未来創造部を新たに創設いたしました。

この創設と同時に、子育て世代包括支援センターを福祉保健センター内に設立し、医療及び子育て支援機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない継続的な相談体制を構築しているところであります。

ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、妊産婦の孤独感や不安感が高まり、産前産後の母親へのサポートは必要不可欠であると認識しています。

議員ご質問の本町における妊娠期から出産期に至る支援の取り組み状況につきましては、まず1点目として、出産を予定されている同じ立場の仲間づくりを目的に、母親教室を年3回実施しています。

2点目に、出産後新生児訪問を行い、計測や育児の不安など、保健師があらゆる相談に応じています。

3点目に、4・5カ月児健診では、乳児の身長、体重の計測や内科検診など、個々の身体発育状況を確認しています。

4点目に、産後うつケアでは出産後、精神的に不安定な母親に対し、保健師が家庭を訪問し相談支援を行っていますが、母親の体調不良が重度の場合、医療機関に受診するよう助言を行っています。

5点目に、コロナ禍での臨時特別給付金として、新生児に対し1人当たり10万円を、妊婦に対しては5万円を給付し、安心して出産、育児を迎えていただける事業を実施しているところであります。

一方、課題といたしましては、母親の相談の中で夫が子育てに協力してくれない、夫からの暴力が絶えないなど、配偶者に関する相談が多く寄せられています。内容にもよりますが、保健師だけでは解決できない案件も多く、全庁的な対応が求められることから、本町では重層的支援体制の構築に向け検討会議や研修を行い、現在準備を進めているところであります。

次に、本町における産後ケアの現状につきましては、まず母子の健康状態を把握するため、産婦健康診査や新生児聴覚検査、母乳指導相談などを実施しており、その費用に係る助成も行っています。

また、産後ケア事業の1つに、産後4カ月未満の乳児とその母親が利用できるショートステイの宿泊やデイケアの日帰りサービスがあります。この事業は、広陵町の助産院と委託契約を行い、母親の心身のケアや育児サービスなど、専門家によるアドバイスを受けることができ、施設利用料の一部を町が助成している事業であります。

本サービスの利用状況につきましては、令和元年度でショートステイが7名、デイケアは4名の産婦が利用されており、今年度は1月末現在、ショートステイが4名、デイケアは2名となっております。

なお、助成額につきましては、通常ショートステイは1泊3食つきで6万円かかりますが、そのうち自己負担額は6,000円で、残りの5万4,000円は本町から委託契約先の助産院へお支払いをしております。

一方、デイケアでは通常1日当たり2万5,000円かかりますが、そのうち自己負担額は3,000円で、残りの2万2,000円は町負担となります。ただし、生活保護世帯は無料で利用ができ、所得に応じ減免制度も設けています。

最後に、産後の育児相談につきましては、主に保健師がアウトリーチ、家庭への訪問を心がけ、日々対応を行っていますが、子育て支援センターちいすてっぷ

やファミリーサポートの利活用なども推進しているところであります。

さらに令和3年度予算では、母子手帳アプリの導入を予定しており、乳児健診や予防接種などのスケジュール管理が可能となり、保護者にとっては健診及び接種漏れを防ぎ、問い合わせの減少による業務効率の向上にも寄与できるものであると考えております。

本町といたしましては、引き続き妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない継続的な相談体制の充実化と重層的支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 妊娠期から出産後の取り組みをいろいろとお聞きさせていただきました。その中で新生児の訪問や乳幼児の健診等あると思うんですけど、実際に来られている方が100%なのかどうかをちょっとお聞きしたいのと、もし来られていない方に対して、未受診の方とかはどのようなフォローもされているのかというのもお聞きしたいと思います。

乳幼児健診は、乳幼児の健全な成長を見守るという意味でも、また大切なコミュニケーションの場でもあると思います。乳幼児健診を受けさせていない家庭は、受けさせている家庭より虐待リスクが高いということが指摘されております。虐待の調査が開始された平成2年以降、相談件数は28年連続で過去最高を更新し続け、平成30年度には50人を超える子どもが命を落としています。

子どもの年齢は0歳児が28人と最も多く、このうち月齢0カ月が14人となっています。少子化が進んでおり、子どもの数は減っているのに虐待数が増えているということは危惧するところです。子どもたちを虐待から守る社会や地域での体制づくりが急務であります。

しかし、虐待を起こしてしまう家庭は、背後に多くの悩みを抱えており、周囲の温かい寄り添いが必要であることも忘れてはならないと思います。

そこでお尋ねいたします。本町における児童虐待の現状と虐待防止のため出産前からの支援を必要とする特別妊婦の方に対しての対応をお聞かせください。

先ほども産後ケアについては、日帰りのデイサービスやショートステイを行っていただいているという回答をいただきました。サポートサービスやちいすてっぷ等も利用していただけるようになっていて、アウトリーチ型のサービスが進んでいると思うんですけども、出産後の大事な時期にお母さんたちは実際にケア



を受けたいが、出向いていくのが大変という方も多くおられます。そういう方の支援として産後ドゥーラがあります。ドゥーラとは妊娠、出産、子育てをする女性を地域社会で支える役割を担い、一定の期間養成講座を受けた専門家です。ドゥーラさん自身も子育て経験者で、家事からお子さんの世話、お母さんの心情的な面も含めて寄り添った対応ができ、出産後のお母さんにとってよき理解者になってもらえると考えます。

家事や育児を支えてもらい寄り添ってもらうことは、精神的にも非常に受け入れやすいと思います。また、出産前からの支援が特に必要と認められる妊婦や三つ子など多胎児のお母さんの支援などにも、ドゥーラの支援サービスが必要だと思いますが、そちらのお考えもお聞かせください。よろしく願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 坂田こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（坂田達也）（登壇）** 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問についてお答えをいたします。

まず初めに、新生児訪問の件数の状況でございますが、令和元年度で146件、今年度は1月末現在で124件となっております。

また、乳幼児の4・5カ月児健診の受診率につきましては、令和元年度で98.8%、今年度は95.1%となっております。

次に、受診率が100%ではない理由につきましては、里帰り出産でありますとか子どもが病気で入院中であること、またコロナに感染するのが怖いから人を避けたいといった理由が挙げられます。

また、そういった未受診者への対応につきましては、子どもの現認確認を保健師が行っており、現認方法としては家庭訪問や保育園への訪問、また訪問してほしくないというご家庭につきましては、保健センターに来ていただくなど、入院中の子どもを除いて保健師の目で現認確認を行っているのが現状であります。

次に、児童虐待の状況につきましては、虐待件数でございますが、平成30年度では51件、令和元年度は39件、今年度は集計中でございますが、昨年度に比べ増加傾向にあります。

次に、特定妊婦への対応につきましては、保健師の対応だけでは限りがございますので、個々のケースに応じ専門職が家庭を訪問するなど、内容により重層的な支援が必要である場合や、県の関係機関であります児童相談所、また女性支援センター、生活保護世帯であれば中和福祉事務所など、そういった県の機関と連携を図りながら、迅速かつきめ細かな対応を講じているところでございます。

ご承知のとおり、産後ドゥーラにつきましては、産前産後の母親に寄り添いながら、育児だけではなく家事や心配事などもサポートする産後ケアの専門家による支援サービスのことでありまして、本町では昨年10月にファミリー・サポート・センターを開設し、育児のみではありますが、母親のサポート支援事業として実施しているところであります。

議員ご質問の産後ドゥーラの取り組みにつきましては、少しお時間をいただきまして今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 高田議員、再々質問を許します。

**6番（高田好子）（登壇）** 児童虐待や特定妊婦の方への対応等もお聞きし、乳児健診等も100%に近い方が来られているということで安心いたしました。

お1人で子育てしてくださっている方や悩みや相談できない方もおられるかもしれません。そんな方々の声なき声を聞き漏らすことのないよう、出産後の虐待発生予防のための見守りや早期発見、虐待防止に努めていただくことを強くお願い申し上げます。

また、産後ドゥーラの活用のほうも検討していただけるようによろしくお願いいたします。

現在、コロナ禍で出産間もない母親の産後うつリスク上昇が懸念され、さまざまな環境の変化等により産後うつは増加傾向にあります。昨年の10月の調査によると、産後うつの可能性のある母親の割合が通常時の約2倍になっているとの報道がありました。

本町では平成31年4月より、産婦健診の費用の助成なども行ってもらっております。産後うつ予防や早期発見や対応方法など、本町での支援の状況をお聞かせください。

子育て支援について、るる質問させていただきました。今後も母子の健康と、そして子どもの健やかな成長、きめ細かな支援を目指して、三郷町に住んでみたい、三郷町で子どもを産み育てたいといった魅力あるまちづくりのためにも、子育て包括支援センター、また新年度設置の市区町村子ども家庭総合支援拠点、また各関係機関と連携をしっかりと図っていただきながら、妊娠期からの切れ目のない子育て支援をよろしく願いいたします。ご答弁をお聞きして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

**議長（伊藤勇二）** 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

産後うつへの対応につきましては、先ほど答弁させていただいた取り組みに加えまして、来年度より福祉保健センター内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、専門職の雇用を予定しております。社会福祉士及び臨床心理士を新たに加えた専門職となります。

現在は、保健師を中心に対応のほうしておりますが、4月からは専門職の配置に加え、全庁的に重層的支援体制の構築にも力を注ぎ、SDGsの理念であります誰一人取り残さない社会の実現に向けて、より一層子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。「行政のデジタル化について」でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会に大きな影響を与え、新しい生活様式への転換を余儀なくし、仕事のやり方だけではなく、私たちの暮らしを大きく変えているところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、各分野におけるデジタル化のおくれについて課題が浮き彫りとなりました。我が国は、ICTやデータの利活用などは先進諸国に大きく水をあけられており、特におくれが目立つのは行政のデジタル化だと指摘もされております。

パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均でわずか7%との報道もあります。とりわけ特別定額給付金を初めとした給付の実行においては、行政のデジタル化が未整備であることを全国的にも実感することとなりました。

また、2000年にIT基本法が制定されたものの、今日まで行政のデジタル化が思うように進んでいない現状も打破しなくてはなりません。

こうした状況を踏まえ、政府は各府省への監督権など、強力な総合調整機能を持つ日本社会のデジタル化の司令塔となるデジタル庁を創設し、目指すべきデジタル社会への実現に向けた取り組みを加速させています。

今後5年をかけて国や自治体での異なる情報システムの標準化、マイナンバー

の活用拡大、押印の原則廃止による行政手続の簡素化など、デジタル化を強力に推進していくことが示されております。

本町としてもデジタル化を促すことで業務の効率化を図り、住民サービスの拡充を進めていくことは重要であると思います。また、コロナ禍における行政手続においては、なるべく対面でのやり取りを避け、そして手続の時間を短縮するなど、感染リスクを減らすことと同時に、行政手続の利便性を向上させ、誰一人取り残さない社会の実現を目指すとともに、高齢者や障がいのある方も使っただけの制度設計や利用のしやすさを追求すべきで、住民目線に立ち、使い勝手をよくし、誰もがデジタル化の恩恵を最大限に受けられる環境の整備が最重要であると思います。

そこでお尋ねいたします。本町における行政手続のデジタル化についての現状と今後の方針、またマイナンバーカードの普及率とこれからの利便性や活用検討の状況をお聞かせください。よろしく申し上げます。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルスの対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、さまざまな課題が明らかになりました。

こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく、いわば社会全体のデジタルトランスフォーメーション、DXが求められております。

こうした認識に基づき、昨年12月25日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、その目指すべきビジョンとして、「デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現には、住民にとって身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体としてはデジタル技術やAI等を活用し、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、その人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められると考えております。

ご質問にあります本町における行政手続のデジタル化の現状でございますが、

図書館におきましては本の検索や貸し出し予約・延長をオンライン手続で行っており、3月1日から電子図書館も開始しております。

また、県の汎用受け付けシステムを活用し、文化センターの施設予約や職員採用試験の応募においてもオンライン申請を導入しております。

そして、窓口のデジタル化としては、平成29年度よりマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを行っているところでございます。

次に、今後の方針でございますが、本町はSDGs未来都市としてスマートシティを目指していることから、これからのデジタル化の流れに乗りおくれることなく、加速していく必要があると考えております。

そこで今回、令和3年度当初予算において、デジタル化による業務効率化予算を計上させていただいたところでございます。業務数としては23業務で、年間1万1,189時間の業務効率化が図れるものと想定しております。

詳細につきましては、各委員会でご説明させていただきますが、その中のデジタル化の推進事業では、外部専門家の知見を活用し、支援を得ながら全体を見据え、内部事務に係るシステムの抜本的な見直しを行い、本町のデジタルサービスの推進に向けて指針等の策定を行ってまいります。

そして、今後デジタル化が進み、業務効率化が図られることで、捻出した時間を使って職員が外へ出向き、行政全般においてアウトリーチによる住民サービスのさらなる向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、本町におけるマイナンバーカードの現状でございます。本年1月末現在のカード発行枚数は6,091枚で、人口比率は26.6%となっております。

なお、マイナンバーカードの本町独自利用の予定はございませんが、近い将来原則全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを使って、子育て、介護等のオンライン手続を可能にするとの国の方針が示されていることから、本町といたしましてもデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及を強く推し進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 高田議員、再質問を許します。

**6番（高田好子）（登壇）** 本町の現状や今後の方針等もお聞きいたしました。利用者の利便性の向上のため、さまざま進めてくださることを理解いたしました。

また、マイナンバーカードは引き続き普及促進に向けてさらなる周知をよろしくお願いいたします。

先ほどもありましたけれども、国ではマイナポータル制度の活用、整備がされております。その中の電子申請システム、ぴったりサービスの活用のお考えはありますでしょうか。また、先ほどもありましたけれども、一部利用されております奈良電子自治体共同運営システム、e 古都ならでのサービスの追加のお考えもありませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

デジタル化の推進に対し大きな課題の1つが、高齢者の方などIT弱者の方々に対する配慮だと思います。さらに聴覚障がいのある方が窓口に来られる際、お1人で直接来られることは少なく、手話通訳者などの方と同行されることが多いと思います。来年度から遠隔手話サービスが導入されるとのこと。聴覚障がいの方の意思疎通が円滑に進むことを期待しております。しかし、全てをデジタル化、機械任せにするのではなく、従来のきめ細かい対応も引き続き心がけていただきますようお願い申し上げます。

その上で、高齢者や聴覚障がいをお持ちの方に対する取り組みがあります。政府は昨年10月から全国11カ所で実証実験を始めたデジタル活用支援員という仕組みです。国が助成をし、自治体や社会福祉協議会、シルバー人材センター、携帯電話ショップなどがサポートし、地域の高齢者や地域で活動中のNPO、携帯電話ショップの定員などが利用方法の助言をするというものです。音声を人工知能が文字に変換するアプリの活用も可能で、聴覚障がいの方にも対応できます。総務省は実証実験を踏まえ、制度の枠組みを検討し、来年度、全国展開につなげていく考えのようです。

また、新型コロナウイルス感染の拡大や災害時など手話通訳者を派遣できない場合に、スマホなどを介して手話通訳を行う遠隔手話通訳派遣システムというサービスがあります。平時であれば手話通訳者が同行する場面でも、コロナ禍では感染対策で手話通訳者が同席できないケースが少なくありません。また、多くの聴覚障がい者の方は、手話に加えて口の形でコミュニケーションを図る口話術を使うこともあり、マスク着用は意思疎通の妨げとなっています。医療機関を初め役所に赴いた際、大変役に立つと思います。

さらに、このシステムはインターネットのウェブページを利用することで、アプリのダウンロードやID登録などの手間がかからず、なれたスマホを使える上、操作も簡単で、利用者の負担が軽減されます。

こういったサービスを利用し、デジタル化を推進することは、デジタルデバイド、情報格差の解消にもつながると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

お聞かせください。よろしくお願いたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目です。マイナポータルのぴったりサービスの活用ということで、ぴったりサービスといたしましては、現在、妊娠、出産、子育て、引っ越し、住まい、ご不幸、健康医療といったカテゴリーで少しだけではありますが、活用しております。ただ、まだまだ狭い範囲でございますので、これからどんどん活用していくように努めてまいりたいと考えております。

そしてまた、県の汎用受け付けシステムですが、これも先ほど議員おっしゃったように、少しだけの活用になっております。これにつきましてもさまざまな面でぴったりサービスであったりというところと連携させながら、活用のほう進めてまいりたいと考えているところでございます。

そしてまた、デジタル活用支援員といったお話です。これは、総務省のほうで実施されているもので、令和2年度は全国で12市町が活用されているというお話です。

新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインサービスが求められている現状でございます。その中で高齢者の方々などがデジタル活用に不安をお持ちであるということで、不安の解消に向けて助言、相談する制度ということで、このあたりもしっかりと活用できる方向で検討してまいりたいなと思っているところです。

本町といたしましては、違った例なんですけど、民間のK C N、現在地域B W Aの民設民営していただいている業者なんですけど、そこと協定を結んでおります。そのK C Nが総務省のデジタルデバйд解消に向けた技術等研究開発というのに採択されておまして、以前ですけれども、その中で本町と共同でI C T機器への不安をお持ちの方対象に、スマホの相談会といったようなこともこれまで行っていたこともございます。こういったこともこれからできるだけ進めていきたいなと考えております。

また、遠隔手話通訳派遣システムにつきましては、先ほど説明したデジタル予算の中に23事業の中に遠隔手話サービスも含まれております。その中でコロナ禍で聴覚障がいをお持ちの方が手話通訳者を同行せずに病院を受診できるよう、システムのほう導入してまいりたいということで、最終的にはS D G sの誰一人

取り残さない理念に基づき進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再々質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） ぴったりサービスやe 古都ことならの活用をまた増やしていただいて、本当に誰一人取り残さない社会を築いていきたいと思ひますし、また国の助成やさまざまな情報もしっかりと活用していただいて、進めていただきたいと思ひます。

先日、樫原市や天理市などがデジタル化に向けた取り組みを公表されておりました。それに対して三郷町ではどのようにお考えになっているのか、町長のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

行政のデジタル化は、現代社会において推し進めるべく重要課題として取り組んでいただき、誰一人取り残さない施策の充実を強く要望させていただき、私の2問目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 失礼します。高田議員の再々質問にお答えしたいと思ひます。

取り組みというものは、先ほどから総務部長が申しますとおりでございます。あえて今ここで言うつもりはございませんので、よろしくお願ひいたします。

そして、予算の中でも出てまいりましたデジタル化による業務効率化予算ということで、このサブタイトルを見ていただきたいと思ひます。要するにデジタル化を推進し業務効率化を図り、さらなる住民サービスの向上に努めるということなんですね。

要は、アナログの中でやっても業務効率化が上がりませんよ、でもデジタル化したら業務効率が上がるでしょう。上がったときに削減された時間、これをどういうふうにするのか。それは、この予算の中に各部長が削減された時間をどういうふうにするか、また住民さんのためにどういうふうにするかということをお申しておりますので、またそれを見ていただければ結構かなと思ひます。

私、この予算を立てるのに本当に職員がいろいろ考えてくれた。たった1週間やったんですよ。1回やってみないかと言ひまして、ほとんど出てこないだろうなと思ひていました。ところが、いろんなアイデアを出して、そして1万1,189時間という削減時間をつくってくれた。これは非常にありがたいと思ひます。

しかしながら、先ほど総務部長からもありましたようなデジタルトランスフォー



一メーション、難しい言葉なんですよ。もうこんな言葉、出てきてほしくないなと思うんですが、要はデジタルは単品でもできます。今やっているのはまさしく単品の世界でございます。来年度からは、要はトランスフォーメーションも含めまして全体的な流れ、国のデータ、県のデータ、そして町のデータを掛け合わせていく。ここから本格的なデジタル化が始まっていくと思います。

ですから、組織としてもやはり三郷町としても1人や2人でやっていることでは追いつかないだろうと思います。組織的に仮称ですけれども、デジタル推進室なり等をつくっていかうかなというふうに今思っておりますけれども、勝手に今私がしておりますので、また後で部長、皆さんから怒られるなど思っておりますので、よろしくをお願いします。

そこで、意気込みを述べたいと思います。それでは、今日2つ目の宣言をさせていただきますと思います。三郷町、デジタル化推進を宣言いたします。ありがとうございました。

**議長（伊藤勇二）** 6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

続きまして、10番、辰己圭一議員。

**10番（辰己圭一）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書をもとに「スマートフォンで決済ができるキャッシュレス（J P Q R）決済の導入について」を質問させていただきます。

昨年から新型コロナウイルスの感染防止で接触を避けるために、行政窓口で戸籍、住民票、印鑑登録、税等の証明書発行など、手数料のキャッシュレス化に対応できるよう検討を始める自治体が相次いでおります。

また、自治体窓口や公共施設のキャッシュレス化を進めることは、住民の方々にとっては、現金を持ち歩かずに支払いができるなど、利便性の向上につながり、自治体にとっても現金取り扱いの時間や手間の削減など、業務効率化につながるため、キャッシュレス化を望む声が多く出てきております。

奈良県内においては、昨年8月から田原本町がP a y P a yによる窓口でのキャッシュレス支払いを実施されており、このほかにごみの持ち込み手数料や公民館使用料、そしてイベント参加費などの決済も実施されていて、非常に好評だと聞いております。

しかしながら、1つのペイ決済しかないため、例えばほかのa u P A Yやd払い、ファミペイ、メルペイやゆうちょP a y、またL I N E P a yや楽天ペイなどを利用されている方は使えないのが現状でございます。

こういった状況に対応するため総務省では、事業者にとって導入が容易なQRコード決済に注目し、複数の決済サービスに対応できるJPQRを全国に普及する事業を実施しております。

また、厚労省ではコロナ禍における新しい生活様式でも、感染拡大防止に向けた有効な手段として利用を推奨されております。

このJPQR、どういったものかといいますと、四角いしま模様の図があるんですけども、QRコードを自分のスマートフォンで読み取って決済するもので、今まではいろんなペイのQRコードをそれぞれペイごとに何枚も用意する必要があったのですが、サービスを提供する側も利用者側も使いにくいばかりなのが現状です。

そこでそういった問題を解消するために、1つのQRコードで決済を可能としたのがJPQRです。これはカードの読み取りの端末機も必要なく、維持費も無料で、QRコードのステッカーをたった1枚設置するだけで決済ができるというものでございます。

政府では、2025年6月までにキャッシュレス決済化率を倍増し、4割程度とすることを目指しておりますが、総務省は経済産業省とも連携をして、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が策定した決済用の統一QRコード、JPQRの普及に向けた実証事業を実施しております。

今現在、月に1,800万人以上の方が利用されており、1年で何と10倍以上に増えております。また、QRコード決済の市場は、2018年度は1,655億円だったのが、わずか1年で1兆円を超えて店舗の利用金額、件数ともに右肩上がりとなっております。

今後、さらにキャッシュレス化が加速すると思われませんが、そこでお尋ねをします。ぜひ三郷町でも役場の窓口はもちろんのことですが、公共施設の使用料や公共浴場や公共バス、デマンドタクシーなど、さまざまなキャッシュレス決済に対応できるJPQRを導入すべきだと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 平川会計管理者。

**会計管理者（平川貴治）（登壇）** 辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご提案のJPQRとは、総務省主導の決済用統一QRコードとして、約20種類ものQRコード決済、スマホ決済を1つのQRコードのみで決済サービスができるものであります。

また、QRコードを設置するだけで導入ができることから、導入費用について

も少額で実施できるものと認識しております。

先ほど議員もおっしゃられましたが、キャッシュレス化は現在、国を挙げて推進している施策であり、2025年までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とする目標を掲げております。

経済産業省によるキャッシュレス・ポイント還元事業等による利用者が急速に増加していること等を社会の状況を踏まえれば、自治体窓口や公共施設におけるキャッシュレス決済の導入は自然な流れであり、重要な施策であります。本町では住民票、各種証明書の発行手数料は各担当課の窓口で、公共施設の使用料は各担当課や金融機関等の窓口での現金払いとなっております。

現金を持ち歩かず支払いができるキャッシュレス化を進めることは、住民サービス向上に貢献できる施策であり、また一方では現金管理や出納事務など、業務効率化においても負担軽減が期待できると考えております。

議員からは、田原本町が手数料及び使用料の支払いにPay Payを導入しているが、1つのペイ決済でしかないため、使いづらいという声もあるというご指摘がありました。しかし、JPQRではキャッシュレス決済を一括して、約20種もの複数の決済サービスを申し込むことが可能であり、導入費がかからないこととなります。

その反面といたしましては、決済手数料がかかってくることで、また一定期間を過ぎると余儀なく手数料が変更される場合もあります。その他申し込みは一括にできるのですが、決済サービスは一括に代行されないため、おのおの決済サービス事業者によっては、決済された納付額の入金日、納付した日と入金日に時差が生じること、入金手数料及び決済手数料は、低額のものから支払額の4%までさまざまでばらつきがあるなど、導入する決済サービスが多ければ多いほど事務管理が複雑となり、負担の軽減が解消されないことも予測されます。

これらのことから、JPQR導入についてはどのようなキャッシュレス決済サービスが本町にとって有利であるのか等を検討し、絞り込む必要があると考えます。

また、コロナウイルス感染防止のための非接触は、住民票や証明書等は窓口での証明書発行ではなく、本町で既に行っているコンビニエンスストアにおける端末での証明書発行が有効であると考えております。

今年度には経済産業省において、自治体窓口及び公共施設のキャッシュレス化に取り組むモニター自治体として29団体を選定されていますので、モニター自

治体の取り組み状況も参考にし、キャッシュレス化の動向を見据えて、担当課とも協議を行いながら、幅広い角度から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 辰己議員、再質問を許します。

**10番（辰己圭一）**（登壇） ただいま平川会計管理者からご答弁をいただきましたが、手数料の違いとか少し問題がないわけではないので、しっかりと精査して、今後検討していくという答弁だったと思うんですけども。できれば早期に協議していただいて、手数料の違いはありますけども、大阪で四條畷のほうとか実際導入されている自治体もあるので、そちらのほうとかも参考にしてもらえたらなどは思っています。

というのも、先ほど高田議員の質問、答弁にも出てきましたけども、マイナンバーカードのマイナポイント、これは昨年9月から実施されているマイナポイント事業でございますが、皆様ご存じかと思っておりますけど、マイナンバーとキャッシュレス決済をひもづけて利用することで、どういうことかといいますと、最大2万円のチャージが決済利用で最大25%、1人当たり最大5,000円分までのマイナポイントが還元される制度で、ただこれ今月の3月までにマイナンバーカードを申請する必要があるんですが、マイナポイントは今年の9月末まで延長されました。

何が言いたいかと言いますと、この制度によってコード決済を含むキャッシュレス決済の普及がさらに進むことが予想されると思うんですけども。僕、導入をする方向ではされるんであろうと思って考えていたんですけども、しっかりと協議をされるということで。冒頭でも言いましたけども、J P Q Rが新型コロナウイルスの感染予防対策にもつながりますし、町民の利便性の向上や業務効率化、経済の活性化も見込まれて、またゆくゆくはコロナが終息されれば、インバウンド消費も高まると思います。

これ言い出すと本当にきりがございませんが、それだけメリットがたくさんあると思います。ですので、しっかりと協議をしていただきまして、早期の申請手続をお願いしたいと思います。

ちなみに申請もしされたとしても、J P Q Rが使えるのには審査で約4週間、スターターキットが届くのが約2週間、合わせて約2か月以上はかかると言われておりますので、ぜひ早目に検討をしていただきたいと思います。私の要望も含めましてお願いをしておきます。

以上で終わらせてもらいます。

**議長（伊藤勇二）** 平川会計管理者。

**会計管理者（平川貴治）（登壇）** 失礼します。それでは回答させていただきます。先ほど私のほうからしっかり精査してということで、時間がかかるような語弊を招くような発言であったのかも分かりませんが、先ほども申しあげましたように、今年度につきましては、29の団体のほうでモニターをされております。それにつきましても、総務省のほうから手引き書みたいなものが出ておりまして、それに合わせて実施されておりますので、問題点等ともこの3月末までが実施期間となりますので、4月には最新の情報が入ってくると思われまますので、その情報も精査しながら、早急に対応していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

**議長（伊藤勇二）** 10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時といたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 3時00分

**議長（伊藤勇二）** 休憩を解き、再開します。

それでは、8番、澤美穂議員、一問一答方式で行います。

**8番（澤 美穂）（登壇）** 議長のお許しをいただきまして、ただいまより質問させていただきます。

まず1問目、「公共施設のトイレの洋式化、自動洗浄、ふたの自動開閉化について」、質問させていただきます。

既に両小学校のトイレの洋式化を完了していただいておりますが、役場を含め町内の公共施設にはまだ和式トイレが残っています。コロナ禍の今、厚労省の新しい生活様式にも、トイレでの感染リスクが比較的高いと考えられるため、使用後に水を流す際、ふたを閉めることが挙げられています。けれども、和式トイレはふたもなく、後ろから前へ一直線に水の勢いだけで洗浄するため、大量の水が流れ、水しぶきが飛びやすくなっています。

感染者の排せつ物からの感染は明らかになっていませんが、ダイヤモンドプリンセス号の調査では、ウイルスが最も多かったのはトイレの床だと発表されていることから、全くないとは言えない状況ですし、厚労省が昨年9月4日に新型コロナウイルスの手引きを改訂、エアロゾル感染の可能性も追記され、今年1月時点の「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」の中のリスクが高ま

る5つの場面では、トイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されていると挙げられています。

感染者といっても無自覚、無症状の方もおられ、感染しているかどうかは見た目や症状だけで判断できないため、その方が排せつし、洗浄する際に飛沫となって感染性のエアロゾルが発生し、個室内を汚染。個室内を漏れ出てエアロゾルによる感染を引き起こす可能性が高いと考えられますが、和式トイレのドアは内開きになっているため、使用後は常にドアが開放されている状態になるので、広範囲に飛散すると思われる。

また、トイレの床は乾式と湿式、現在コロナ禍ということで、ボランティアに行っても校舎内には立ち入らないようにしているため確認はできておりませんが、三郷町の両小学校では洋式化される前に確認したときは湿式でありましたが、トイレ内の専用の履物が用意されており、廊下に菌を付着させるおそれはないと考えられますが、役場は靴を履きかえることがなく、同じ履物で出入りします。

湿式の利点は、床が水洗いできて清潔だということでしたが、もともと水洗いされていたのは和式トイレでの便器外への廃棄物やとしゃ物を洗い流すことが利点だったようですが、洋式トイレでは便器外への排せつの可能性はほぼないと思われ、吐く場合も便器内になると思われるので、洗い流す必要性がなくなっているのではないのでしょうか。

また、水洗いした場合もすぐに乾燥した状態に保てるのであれば話は別ですが、濡れている時間が長ければ長いほど菌が発生しやすくなり、水は液体ですから発生した菌は濡れている床一面に一気に広がります。トイレ内で菌が付着した靴で役場内を歩くと、菌を持ち運んでいることになり、オーバーに言えば役場の床や階段に菌をまき散らすおそれがありますので、トイレの改修の際には床のことも考えていただければと思います。

役場内には職員専用トイレがなく、不特定多数が利用するトイレを共用していただいている状況ですが、職員さんが食後の歯磨きや化粧直しをされるのも同じトイレ内で行っておられる場面に何度か遭遇しました。当然、歯を磨くときにはマスクを外さなければなりません。

日本でのきちんとしたデータが見つけれなかったのですが、中国の研究者たちによって発表された6月16日付の学術誌「Physics of Fluids」に掲載されている論文では、トイレの水を流すときに出る水の渦によって新型コロナウイルスを含む飛沫の雲が発生し、空気中に放たれることが示唆され

ている。エアロゾルが高さ1メートルに達し、1分間滞留するとあり、高さ1メートルだと洗面台ぐらいの高さになることから、洗面台も感染リスクがないとは言えない状況です。

これは、コロナウイルスだけではなく、ノロウイルス等にも言えることなので、職員の健康を守るため、またSDGsの観点からも、洋式トイレへの改修、またなるべくレバーやふたに触れることがないように、自動洗浄、自動ふた開閉、プライバシー音も完備した誰もが気持ちよく利用できるトイレへの改修を要望いたしますが、いかがでしょうか。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）**（登壇）失礼いたします。それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

三郷小学校、三郷北小学校のトイレにつきましては、補助金を活用しながら順次計画的に洋式化を行っており、今年度で全てのトイレの洋式化が完了いたします。

また、給食センターや中学校など新しい施設につきましては、建設当初から全て洋式トイレで整備しているところでございます。

その他の主な公共施設のトイレの洋式化につきましては、福祉保健センターが100%、図書館が77%、文化センターが74%、スポーツセンターが25%、ウォーターパークが44%、役場庁舎が46%となっており、議員ご指摘のとおりトイレの洋式化があまり進んでいない施設もあるのが現状でございます。

新型コロナウイルス感染対策として、ふたのある洋式トイレは和式トイレと比べウイルスの拡散防止に一定の効果があるとされており、公共施設や店舗等で洋式化への移行が進められております。

さらに、自動洗浄やふたの自動開閉機能があれば、レバーやふたへの接触を避けることにもつながります。

また、洋式トイレは楽な姿勢で利用できることから、バリアフリーの観点からも効果があると考えているところでございます。

しかし、洋式トイレでは便座に直接座ることから、衛生的に和式を望まれる方もおられます。そういったことも踏まえまして、文化センターや図書館のようにあえて洋式トイレを100%にしていない施設もございます。

それらの実情や補助金等の財源も鑑みた上で、公共施設のトイレの洋式化につきましては、今後計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、トイレでの新型コロナウイルス感染対策においては、洋式化もさることながら、手洗いが非常に重要な対策と捉えております。公共施設における自動水栓蛇口の導入にも取り組んでおり、今後手洗いの徹底を改めて住民の皆様に周知してまいりたいと考えているところでもございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） 子どものころにトイレを使用後、流すレバーは手で押すようにと習いました。けれども、最近は足で踏んで流す方も多いと聞きます。足で踏んだレバーをその後の人が手で押し、そのままドアや鍵に触れて、知らず知らずのうちに菌を広げてしまう可能性もあります。

いつも庁舎内外やトイレに一輪挿しなどを飾っていただいて、とても清潔に清掃してくださっているのは分かっているんですが、外国のように毎回チップを払って掃除してもらえるシステムではないので、日本ではそういうわけにもいきません。

また、和式トイレはドアが内側に開くタイプが多いことから、衛生面からも安全面からも考えて、完全洋式化が好ましいと個人的に思っています。

また、一般社団法人日本レストルーム工業会のトイレナビによりますと、和式便器が主流であった1970年前半、トイレの洗浄水量は1回流すのに約16リットルもの水が使われたそうです。そこからどんどんと節水化してきているわけですが、TOTOのホームページによりますと、今の洋式トイレでは床排水ならば3.8リットルの水で流せるタイプもあり、男女2人ずつの4人家族の試算では、和式トイレで13リットル使っていた場合と比べると、年間1万5,000円の節約になるそうです。SDGsの観点からいっても、節水することはとても大切です。

今回質問するに当たり、役場や保健センター、文化センターのトイレの中を調査に行ったときに気になったのが、洋式トイレのふたがほとんどあいたままになっていたことです。先ほど部長からもありましたが、私が見たとき、そのときまたまかもしかかもしれませんが、しゃがんで開け閉めをしなければならないのは、高齢者にとってはつらい体勢になるのかもしれませんが、またふたとか触ることも感染の危険性があると思われて、そのままあけたまま使用されているのかもしれませんが、洋式トイレ内には便座などを拭くプッシュ式のシートクリーナー、除菌剤が設置されていたので、ふたを触る際は気になる方は除菌していただ



いてから、ふたを閉めて水を流すことも喚起する掲示をしていただくのも、感染を防ぐ1つの手かと思います。

トイレのふたの内側に張るとウイルスを5分で99.9%減少させる漆喰でできたトイレのふたを閉めて水を流す啓発シートや、また手指を使わずに腕や肘でかばん、そんなものでトイレの鍵を開閉できるアームスライダーも販売されています。そちらも検討していただければと思います。

NPO法人日本トイレ研究所の加藤篤代表理事は、排せつ物の飛沫を防ぐ観点から、ふたを備える洋式は和式よりも感染防止に効果があるだろうとし、ふたを手で開閉する場合は、和式に比べ接触機会が多い、使用後の手洗いも重要になると指摘されています。トイレ使用後に手を石けんできちんと洗えば、必要以上に怖がることはないのですが、非接触にできるならばそれにこしたことはありません。

公共施設では最低限のグレードのものを設置するというイメージがありますが、ここはあえて最上級のグレードの洋式のトイレを要望します。まずはせめて1階のトイレからでもお願いいたします。

三郷町民の命と暮らしを守ることはもちろんですが、行政サービスをしていただく職員さんの福利厚生の一環としても、安心・安全に気持ちよく働いていただくことも、ひいては三郷町民のためになると私は思っています。また、トイレはおもてなしの気持ちをあらわすことになります。一役買うと思います。

あと1つ、掃除道具入れというのがあるんですけども、その中に職員さんの生理用品などを置けるようなボックスというか、棚のようなものを設置していただけると、多分女性職員の方は便利だと思いますので、またそちらも検討していただければと思います。

限られた予算の中でいつも創意工夫をしていただいていることを重々承知しております。また、以前に質問させていただいた授乳室のことも一緒に考えていただきまして、私の1問目の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

**議長（伊藤勇二）** 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。8番、澤美穂議員。

**8番（澤美穂）（登壇）** 続きまして、2問目の質問をさせていただきます。「LINEを活用したさらなる行政サービスやLINEによる住民からの道路や河川、公園等の不具合通報システムの導入について」お伺いいたします。

私が三郷町の公式アカウントと友達にならせていただいたのは今年の4月22日で、当時私は三郷町の26人目の友達で、あまりにも少なかったので、所属するボランティアグループLINEに三郷町と友達になってくださいと片っ端から張りつけたのですが、昨日現在1,027人のお友達が登録されていました。

三郷町以外にも公式アカウントを持っているのは、昨日現在で奈良県が5万7,509人、奈良市が5万3,094人、大和郡山市が4,966人、大淀町454人、田原本町806人、広陵町942人、宇陀市529人、河合町1,208人、王寺町4,424人で、王寺町は私が友達になった5月15日の時点では1,000人もいなかったと思うのですが、いつの間にか4,000人を超える友達の数になっていて驚いています。

各トーク数を調べてみましたら、私にいただいたものは、奈良県は友達になった4月9日からコロナの最新情報が毎日届くので、トーク数はとても多くて数えられませんでした。三郷町は友達になった4月22日から12件、広陵町は4月9日から16件、河合町は5月10日から46件、王寺町は5月15日から69件で、やはりトーク数の多さに友達の数は比例するのでしょうか。

三郷町は主にフェイスブックで情報発信をしていただいています。年配のスマホを持っていらっしゃる方でも、フェイスブックをされている方はほとんどおられず、理由は使い方がよく分からないのと、離れて暮らすお子さんから勝手にアプリを入れてはいけないと言われていた方も多く、かろうじてLINEはご家族、お孫さん、ご親戚、お友達との連絡ツールとしてお使いの方が多く、無料通話も簡単に使えることから、圧倒的にLINEの利用率が高いように思います。フェイスブックと同じ内容をLINEでもトーク発信していただけると、より多くの町民さんにお知らせすることができると思います。

また、三郷町ではほかにも公式アカウントを持っておられて、ファミサポで31人、ちいすてっぷで14人の友達がいらっしゃいますが、ちょっと友達の数が少ないように思います。せっかくお子さんをお持ちの方にピンポイントで連絡ができるわけですから、サブの連絡ツールとしてもLINEを活用していただくために、積極的にお友達登録を促していただくようお願いします。

ちなみに奈良市では、奈良市子ども未来部も公式アカウントを持っておられ、2,166人の登録があり、子育て情報を小まめに発信されています。これらについては通告外のことですので、三郷町もぜひ子ども未来創造部でも公式アカウントを持っていただき、窓口に来られた際には必ずお友達になっていただけるよ

うご検討くださいにとどめておきます。

他市町では台風情報、不審者、行方不明者情報、猿やイノシシの目撃情報、特殊詐欺やワクチン情報並びにワクチン詐欺への注意喚起なども行っておられます。

奈良市では健康保険の加入、脱退、限度額適用認定証の交付申請等の手続をする際に、奈良市公式アカウントから質問に回答することで申請手続を完了することができ、必要な添付書類もトーク内で画像を添付することで、市役所に行かなくてもLINE申請により交付物を自宅にて郵送で受け取れることができる、全国の自治体で初めてLINEを活用した国民健康保険手続サービスを開始しています。持ち運べる市役所をコンセプトに、各拠点の窓口の混雑緩和、業務効率の向上につなげるようです。

また、渋谷区では住民票や税証明書の申請、千葉市では自身の健診、ひとり親家庭など、支援対象者に個別にLINEによる住民サービスの使い忘れを防ぐプッシュ通知を送る等、さまざまなLINEを活用した行政サービスが始まっていますが、いずれもLINEのトーク画面を開くと、下部に出ているメニューアイコンの中から選択したアイコンを押し、友達にトークするように入力すればいいだけなので、誰でも簡単で分かりやすい操作になっています。

三郷町でもこれらのサービスやAIチャットボットを初め、既に福岡市で実施されている住民からの道路、河川、公園の傷みなどに関する通報について、従来の通報手段だと正確な場所の特定、状況確認が難しい、気軽に通報できない、通報する住民の偏りがあるなどの課題を解決すべく、活用されているLINEによる通報システムを三郷町では導入してはいかがでしょうか。お聞かせください。

**議長（伊藤勇二）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。澤議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、LINEを活用した行政サービスについてお答えさせていただきます。本町では内閣府の地方創生推進交付金を活用し、今年度、AIチャットボットによる遠隔相談アプリの設計を行い、令和3年度にはアプリの構築、令和4年度からはシステムの運用開始を予定しております。

AIチャットボットとは、人工知能を活用した自動会話プログラムで、住民の方の質問に対し自動で答えるシステムになります。本町では、このAIチャットボットの自治体業務全般に対応できるよう開発に取り組んでおり、AIチャットボットで解決できない場合は、遠隔相談としてテレビ電話を活用し、顔が見える

状況で相談ができる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

また、このシステムは、月間利用者数が8,600万人を超える社会インフラとして欠かせないコミュニケーションツールとなっておりますLINEアプリを通しての活用を想定しておりますことから、住民の方にとっても親しみやすく利用できると考えており、さらなる利便性の向上につながるものと期待しているところでございます。

また、各種申請のオンライン化につきましては、先ほど高田議員のご質問でもお答えさせていただきましたが、国のデジタル化の方針にのっとり、積極的に進めてまいり所存でございます。

続きまして、道路等に関する危険箇所の通報システムの導入についてお答えいたします。現在、本町では道路や公共施設等の緊急修繕については、電話により通報を受けて、現地を確認後対応しております。また、通常修繕については、自治会で取りまとめていただいた要望書やホームページのお問い合わせフォームを活用した情報の提供を受けて対応しております。

LINE等のソーシャルメディアによる通報対応は、住民と行政の間で双方向性を生かした情報伝達の正確性や即時性が確保できる手段と思われれます。また、議員おっしゃるとおり、福岡市のようにLINE、インスタグラム、フェイスブック、ツイッターなどのソーシャルメディアごとの特性を生かした多層的な利用を進めている先進的な自治体が見られるようになってきたのも事実であります。

本町も行政事務のデジタル化推進は喫緊の課題と考えており、議員ご提案のソーシャルメディアを活用した通報システムにつきましても、これからではございますが、先進事例を踏まえながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

そして、先ほどいろいろLINEのお話いただきました。お答えさせていただきます。LINEのほう、先ほど議員おっしゃったように、昨日現在1,027人ということで、まだまだという状況ではございます。議員のほうから4月二十何日に26人であるところ、いろいろ加入いただきましてありがとうございます。

これ、今後、まず友達の輪を絶対広げていくことが一番重要かと思えます。その中で総合戦略の中のKPIにも友達数を上げております。これがまだまだ小さな数字を上げておりますので、今後、企画財政課がかなり頑張ってくれると思っておりますので、1万人、2万人を目指して頑張りたいと思えます。

そして友達の輪を広げた際に、多岐にわたる情報を発信できるように努めてま

いりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） ありがとうございます。今回、議員の中でデジタル化ということで質問が偏ってしまったんですけども、前向きに運用していただけるということで、楽しみに待っていたと思います。

先ほどの友達を増やすということなんですけども、せつかく1,000人を超すLINE友達ができています。メールアドレスのように取りあえず持っているメールアドレスを登録しておこうといったものとは違い、LINEは常に使用されている生きた連絡ツールだと思います。例えば役場とかの窓口に来られた方に友達の追加を促していただけるように、QRコードを読むだけで友達になっていただけるようなものをあちこちに張っておいていただいて、友達になりやすい環境、友達になってもらうまでしっかりと窓口の職員さんに見ていただいて、LINEをお持ちの方には必ず友達になっていただけるようにしていただきたいと思っています。

先ほど町長がデジタル化宣言をしていただきました。デジタルを使える方はどんどんより便利に、そしてデジタル化であった時間でアナログの方への手厚い対応をしていただくことをご要望いたしまして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

続きまして、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問に入らせていただきます。皆さん、お疲れかと思いますが、しばらくご辛抱いただきたいと思います。簡潔明瞭にちゃっちゃちゃっと済ませさせていただきます。

飼い猫不妊手術費助成、現在1件につき3,000円助成しております。もう少し多く助成できないかという質問、1問目の質問でございますが、家庭における全国犬猫の飼育頭数、これは外猫、いわゆる野良猫、犬は別です。ずっと犬のほうが多かったんですね。それが2017年、令和元年度より逆転しまして、現在日本では犬890万3,000頭、猫964万9,000頭、過去5年間で猫は横ばい状態、犬は減少傾向となっています。

家での飼育合計1,859万頭で、子ども、いわゆる15歳未満を子どもとい

います、の数を大きく上回っております。3世帯に1世帯がペットを飼っているということになります。

世界的に見ますと一番多く飼われているペットは猫です。6億3,000万頭、1位のアメリカは8,500万頭となっております。また、世界では犬は4億3,000万頭です。

また、三郷町ではむやみやたらな繁殖を避けるために、飼い犬、また飼い猫の不妊手術費用に対して1件につき3,000円を助成しております。これは大変評価をしております。しかし、近隣の町では飼い猫、犬には助成はしていないが、外猫、要は野良に対しては助成している近隣の自治体もございまして、また飼い猫、犬に対する助成が全くないという市町村もございまして。三郷町は3,000円でも助成していることに私は評価をしております。

しかし、去年4月、令和2年度より犬への助成が廃止となりました。確かに野良犬は減っているんですね。猫のみとなりましたが、何か理由があるのでしょうか。何となくとか何か理由がもしあればお聞かせいただきたいと思います。

また、何年か前までは犬猫とも1件につき助成が4,000円だったんですね。それが3,000円に下がった、減額となった経緯がございまして。犬が昨年度より廃止になりましたので、3,000円になったところをせめてまたもとの4,000円、あるいはそれ以上でも結構ですが、検討はできませんでしょうか。

それと手術費用がそれぞれ動物病院によって異なります。大阪は結構高いですね。この近隣では一応、雄は猫の場合、1万2,000～3,000円、雌の場合は開腹手術しますので2万2,000円からです。3,000円でも補助があれば大いに助かりますし、進捗すると思います。

また、この直近、この4～5年のうちで結構ですが、申請は犬猫どのようになっておりましたでしょうか。犬が廃止になった理由、そして猫への助成はもうちょっとアップ、犬が廃止になったのでアップできないか、もう少し増額できないかということ、それとこの4～5年前からの助成申請の件数をお答えください。

**議長（伊藤勇二）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）**（登壇） 失礼します。先山議員からご質問いただいたので、お答えのほうさせていただきたいと思います。

まず、現在、全国では年間約3.3万頭の犬猫、犬が5,635頭、猫が2万7,108頭、令和2年度の実績ですけれども、行政殺処分されている状況です。

飼い主の知識不足により繁殖し、放置、遺棄されたペットは、多くが殺処分や

路頭に迷い、住みついたところの迷惑になる、路上で交通事故に遭うなど、地域への影響は大きいものがあります。これを防ぎ、命を守るため、ボランティア保護団体や個人による保護活動を続けていただいておりますが、地域に迷い出て住みつく動物は減少している状況ではありません。

行政殺処分が幼児や青少年に与える影響を考えると、地域の生活環境の改善のためとはいえ、安易に捕獲し、殺処分を続けることは望ましくありません。平成12年12月1日より施行された動物の愛護及び管理に関する法律においても、命の尊厳が重要視され、動物が命あるものであり、人と動物の共生がうたわれているところです。

そういった状況を改善するため、ペットの繁殖を制限し飼い主による遺棄を未然に防止するとして、法律で動物の飼い主には繁殖を制限する義務が課されています。当町においても、飼い主が飼い犬、猫に対して実施する不妊手術に要する費用の一部を助成して、みだりに繁殖することを抑制し、犬猫の野生化を減少させる目的で、平成13年4月1日から不妊手術費の助成を実施してまいりました。

近年、飼い主の意識が向上し、積極的に登録、狂犬病予防接種を受けておられ、本制度の利用が飼い主による健康管理の延長と思われる実態があり、野良犬もほとんど見られない状況も踏まえて、令和2年3月31日付で飼い犬への助成は廃止させていただきました。

しかし、猫につきましては、子猫が生後4カ月から12カ月で出産できるようになり、1頭の猫から1年で最大20頭もの子猫が生まれると言われております。不妊手術をしなければ適切に飼うことができない頭数まで増え続けるおそれがあり、飼い猫に対する助成制度を継続しておりますが、野良猫の苦情はいまだ減少しておりません。このように野良猫の対策は解決が難しい課題と認識しております。

一方、日本獣医師会からは、不妊手術平均で雄猫1万円から2万円、雌猫1万5,000円から3万円の費用が発生するとお聞きしております。現在、町の助成は1頭につき3,000円で、平成28年度犬31件、猫66件、平成29年度犬38件、猫72件、平成30年度犬31件、猫29件、令和元年度犬16件、猫45件、令和2年度2月末現在ですけれども、猫が76件と実績は推移してきております

ご質問の飼い猫の助成制度の増額要望につきましては、野良猫対策の取り組みをより進展させつつ、殺処分数や交通事故死数の推移を考慮しながら、助成のあ

り方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 手術費用も大変高いので、家庭で飼うペットの場合は、飼う以上は責任も伴うわけで、その費用も当然だと思いますが、やっぱり手術をして、飼い猫、犬の場合でも途中で放棄したりして野良になればまた繁殖しますので、やっぱり手術は必要だと思います、繁殖させない場合は。やっぱりこれは金額も少なくとも、たとえ少額にしても、進捗させるためには必要かなと思いますので、よく分かりました。

それから、NPOやいろいろな保護団体は全国にたくさんあります。そこで通達はしておりませんが、多分町のほうは外犬猫、野良対策で殺処分ゼロももちろん目的ありますけれど、猫なんかは年2回繁殖期があります。先ほどお聞きしましたように、1頭からどんだんどんだんネズミ算式に増えていきます。対処を講じなければどんだんどんだん増えていく一方で、うちの近所にもいろんな猫がだんだん増えて、ちょろちょろちょろちょろしておりますので、私たちが近所で捕獲して手術してまた放すとか、できれば里親を探すとかそういう運動も昔からしてまいりました。

やっぱり動物には罪がありません。私たち人間が勝手に都合で捨てたり、手術もしないで安易な考え、責任を持って飼わないという、そういうところに原因があると思われまます。

いろいろな団体はありますけれど、どうぶつ基金、通達はしておりませんが、たしか町のほうもいろいろな野良犬、猫、犬はほとんどいないんですけど、猫の対策には以前よりすごく積極的に取り組んでもらっておるみたいなので、ご存じだと思います。

どうぶつ基金という団体はご存じでしょうか。知らなければ回答は結構です。通達しておりませんので。私もいろんな団体知っておりますけれど、昨年知りました。1988年、昭和63年、横浜の元男爵夫人が私財を投げ打って設立した機関でございます。この方は特に動物好きというわけではなかったのですけれども、保健所行きで殺処分になる動物を見て、幸薄いペットを見て、それで胸が痛くなって、私財を投げ打って設立されたNPO機関でございます。この方は96歳で亡くなる前までに、個人で1,000匹以上の犬猫たちを救助し、保護に尽力されました。



日本は世界一の殺処分国と海外からひんしゆくを買っております。先ほど殺処分の頭数もお聞きいたしましたけれど、私も動物好きですので大変胸が痛んでおります。

犬猫の繁殖は、家で飼うのにはあまり外に出さないと、手術もしておりますでしょうし、外に自由に行き来すると病気もうつったりしますんで、ほとんどうちの中で飼われていることが多いので、捨てる場合は別として、途中で飼育放棄しない限りはあまり問題ないと思いますが、どんどんどんペットたち、猫が特に増えていくのは外猫なんですね。外猫に対する対策を助成金4,000円出している近隣の市町村もございます。三郷は内猫だけになっておりますね、現在。

今言いましたどうぶつ基金というのは、皆さんの寄附金をもとに運営されております。寄附控除もあります。2,000円差し引いた分がまた戻ってきますね、確定申告で。それとそれぞれの都道府県にほとんど支部がございます。これには2つ枠があるんです。個人枠と行政枠。個人枠の場合は、手術費用は提携の動物病院に捕獲して連れて行って出ます。あともろもろの費用がたくさん要りますね。ボランティアの方の送迎の費用とか、檻のリース料とか、それとノミの駆除代、また抗生物質の接種代、それはボランティアの個人負担となっております。

しかし、野良の場合は1匹、2匹違いますので、一生懸命町のため、動物のためにボランティアで動いても、一生懸命やればやるほど個人の持ち出しも多くなります。手術費用だけが基金から出ます。

もう一つの行政枠の場合は、手術費用は基金から出ます。持ち出しなしです。以外にも今言いました抗生物質とノミの処理代は、行政の場合は出ます、基金から。だから町の負担はないんですね。ただ、ボランティアの負担がちょっとだけあることですね。

これは町の職員が野良猫を捕まえて、病院に送って、また連れに行く、こういうことはとても不可能ですので、どうしても地域のボランティアの力が必要です。

斑鳩ではかなり前からやっております。奈良県ではほとんどの市がどうぶつ基金を利用して、外猫、犬対策に取り組んでおります。近隣では斑鳩町が取り組んでいるということですね。

それととにかく野良猫というのは、年に2回繁殖して1匹から20匹最大増えますが、大体平均寿命は2～3年。餌もない、ごみもそのために食い散らかして、地域から嫌われる。ちょっとした病気でも手当てないのですぐ亡くなる。平均寿命は大体2～3年と言われております。

それでどんどん増えていかないためには、できるだけ早く対策して捕まえて手術して放す。どうぶつ基金からにはちょっと条件がありまして、地域で地域猫を捕まえて、手術して、またその同じ場所に放すというのが条件になっております。地域猫が固まっていれば、よそから入りにくいそうなんです。いろんな理由があるみたいなんですけど。

手術した猫をできれば生かすも殺すも、私たち人間の身勝手な理由ですんで、できたら幸せな余生を送っていただきたいことで、保護して手術した犬猫をまた里親探し、今までしてまいりました。ささやかながら私もいろんな面で尽力してまいりました。やっぱりそういう人たちがどこの地域にもおりますので、そういう方たちの協力をあおぎながら、町もぜひ基金を利用していただきたいなと思います。

また県のほうでも取り組む予定もあるやに聞いております。もしご存じでしたら、このこともちょっと聞かせていただいたらなと思います。

それとどうぶつ基金の目的は、人とペットが幸せに共生する、また殺処分をできるだけゼロに近づけるということが主な目的でございます。しかし、今コロナ禍で家にいる時間が長い、寂しいということで、犬猫を飼う家庭が増えました。反面、初めて飼って、やっぱり費用も要りますし、面倒も見なあかんし、大変な責任を持って飼うためにはいろんな煩雑のこともせないけませんし、ただ好きだけでは飼えません。途中でこんなもんなかったということで、また捨てる方も多くなって、またちょっと増えつつあるということなんです、私たち人間の勝手、人間は罪だなと思っております。

どうぶつ基金は、ボランティアの方たちが捕獲器、檻を餌を置いて、その餌を食べてもらうために、餌やりをふだんしている方たちも数日間、餌やりません。捕獲器の中にちょっと餌を置いて、中におりに入ったらばたと閉まるようになっております。それを獣医さん、奈良県の中にもたくさん提携している獣医さんおります。手術費やワクチン代は多少お安くしていただいて、そこへ提携して協力動物病院にボランティアの方が運びます。翌日にまた連れに行きます。またもとのところへ放します。こういった活動をボランティアがやっております。

できるだけイタチごっこにならないように、例えば三郷町の中でもあちこちで野良猫たむろしているところがたくさんあります。手術して放さないと、また残った猫が20頭繁殖させる、増えるわけですから、イタチごっこで何年たっても解決しないわけなんです。

私は、不幸なペットをなくす、殺処分をなくすということでずっと協力させていただいております。住民の中にはそういう方もたくさんおられますので、またそういうことは募っていただいたらいいかなと思います。

町としては、どうぶつ基金をもしご存じでしたら、どういったお考えなのか見解をお教えいただきたいと思います。また、今後はこの基金を利用しながら、申し込みして、この基金を利用しながら野良猫駆除ということではないですけど、ゼロ運動に取り組まれるかどうか、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。再々質問はしませんので、前向きな回答をよろしくお願いしたいと思っています。

**議長（伊藤勇二）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）**（登壇） 失礼します。先山議員のほうから再質問いただきまして、何点かご質問というか、どういうふうな情報を持っているかというようなことも聞かれていますので、順を追って説明したいと思います。

どうぶつ基金につきましては、私どもの住環境政策課のほうも斑鳩町の取り組みから情報を得ていまして、公益財団法人どうぶつ基金の行政枠という部分については活用していこうかなということで、今利用の取り扱いについて、要綱のほうの作成等をやっているところです。

当然、地域猫ってどうぶつ基金のほうでは呼んでいる外猫について、そういった活動をされている方にチケットの形でお渡しして、それを持って行っていただいて、不妊手術のほうをしていくというような流れですけど、今取扱要綱のほう完成しておりませんが、一応の予定では4月から利用していただけるように今考えているところです。

奈良県の取り組みという話も触れておられましたけれども、奈良県も捕獲して不妊手術をして、もとの場所に戻すというどうぶつ基金と同じような動きをすることをTNR活動という活動の名前で呼んでまして、奈良県TNR活動の枠組みというのをつくってきております。

どうぶつ基金の活用と並びに奈良県の枠組みについては、県の消費生活安全課と協定を締結して、活動に参加するということになってますので、こちらのほうも順次進めているところですので、また活用できるようになった段階でアナウンスのほうさせていただきたいと思います。

あと今年度、令和2年度に猫の捕獲器を2つ購入しております。それをまた貸し出し等もさせていただきますので、先ほど申し上げたどうぶつ基金とそれから

奈良県TNR活動の枠組みに町の捕獲器を活用していただくような形で、地域猫の活動を支援していけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

続きまして、7番、木谷慎一郎議員。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** 議長のお許しをいただきまして、私からは同性を含めたパートナーシップ宣誓制度の導入についてということで質問させていただきます。

近時、パートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が増加しています。この制度は、戸籍上の性別が同性である者の間での法律婚が認められていないことを前提としつつも、当事者の方々の気持ちに寄り添うため、パートナーシップが婚姻に準ずる状態であるとの宣誓を当事者から受けたことを自治体が証明しようとするものです。

これによって生じる法的な効果はないものの、宣誓を受けた自治体が政策上それを尊重するというのはもちろん、民間においても宣誓に配慮して婚姻に準じる関係として扱う企業も出ています。例えば生命保険の関係で、パートナーシップ宣言をされた方を婚姻の配偶者と同等に扱うといったようなものです。

LGBTの方も働きやすい職場づくりを目指すNPO法人、虹色ダイバーシティというところの集計によりますと、これちょっとすいません、数字が間違っておりますして、2021年の1月時点において全国で74の自治体がこの制度を導入しているといえます。

また、この宣誓制度は当初同性間でのパートナーシップの宣誓制度として登場しましたが、今では異性間でも生まれの姓、名字を変えたくないために法律婚ができないカップルが利用できるように、いわゆる夫婦別姓の制度が今ありませんので、それに準ずる状態になりたいということで、同性間の宣誓に限定しないで、名字を変えないまま婚姻に準じる関係を認めて、宣誓を受けるという自治体も出てくるなどの広がりを見せています。

お互いの個性や多様性を尊重し、誰もが心穏やかに生活できる社会をつくる1つの方策として、三郷町にも同様の制度を取り入れてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。町のお考えをお聞きいたします。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼します。それでは、木谷議員のご質問にお答

えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、パートナーシップ制度とは戸籍上は同性であるカップルに対して、地方自治体が婚姻と同等のパートナーシップであることを承認する制度でございます。法的な拘束力はありませんが、自治体によってはパートナーとして公営住宅への入居が認められたり、病院で家族として治療相談ができたりと、一定の効力が期待できます。

最近では、企業が本人の申請に応じてパートナーシップを承認し、法律婚と同等の福利厚生を提供する事例も増えてきております。

平成27年4月に渋谷区において認証制度が導入されて以降、パートナーシップ証明書、あるいは宣誓書受領書、登録証明書などの名称にて証明書を交付している自治体が全国で74自治体であり、1,516組のカップルに交付されております。県内では奈良市と大和郡山市の2市が導入されております。

本町におきましては、さまざまな差別や偏見をなくすため、人権教育や啓発に取り組んできたところではございますが、性的マイノリティの方々に対する差別や偏見につきましても、人権問題の中の1つとして、誰もが自分らしく生きることのできる差別のない社会の実現に向けた総合的な啓発の取り組みが重要であると考えております。

新たな制度としてのパートナーシップ制度の導入につきましては、他の法制度とも深く関係しているものであり、直ちに制度化できるものではございませんが、十分議論をして、導入の是非を検討していくことが必要であると考えております。

本町といたしましても、国や他の自治体の動向を注視しながら、先行事例などを研究し、SDGsの理念であります誰一人取り残さない社会の実現にもつながることから、互いの個性や多様性を尊重し、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 木谷議員、再質問を許します。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** ご答弁いただきまして、まずは今すぐ導入というわけにはいかないというようなことでご答弁をいただきました。

この問題は、当然国が率先して取り組んでいくべき課題であって、究極的には同性婚を認める法改正によって権利を実現すべき内容ではありますが、国会でも答弁されたことがあるとおり、同性婚の容認というのは憲法との関係も重要な検討すべき課題となるため、相当難しい議論が必要というふうに考えられます。

一方、ここまで今のところ自治体に導入されているパートナーシップ制度については、法的権利が認められないかわりに、比較的導入しやすいとされる制度なのですが、先ほど答弁の中でありましたように、この制度に関しては人権問題の1つとして考えていくというふうなお話がありましたけども、人権施策はコストパフォーマンスで見るのも正しくないかもしれませんが、政策の実現には費用と利益を考える必要があるというふうに思います。

この政策による利益については、個性や多様性を尊重して、誰もが心穏やかに暮らすことができる共生社会を実現するという明確なものがありますが、では今回これをどの程度の費用がかかるものと考えて検討していただけたことなのでしょう。どのぐらいの予算がかかるから、幾らいいお話でもそれに過大な費用がかかるようでは実現はできないと。

一方、費用がかからないのであれば、利益が得られるのであれば積極的に行こうという考えになることだと思いますけども、今回費用の見積もりというのは検討いただけましたでしょうか。お答えいただきます。お願いいたします。

**議長（伊藤勇二）** 辰巳住民福祉部長。

**住民福祉部長（辰巳政行）（登壇）** 失礼します。木谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

導入に関して、費用については考えたのかというようなご質問ということもあったかと思いますが、パートナーシップ制度に関しましては、先ほども答弁させていただいたんですけども、町といたしましては人権問題の1つであるということを考えております。ということで、費用がかかる、かからないというような問題ではないというような認識のことから、正直費用は大体どれぐらいがかかって予算ができるのかとかその辺の議論というのはしておりません。

ただ、先ほども申しましたように、SDGs未来都市としての三郷町としての方向性といたしましては、決してパートナーシップ制度には後ろ向きには考えていないというところなんですけれども、ただ全国の中でも74の自治体しかまだ導入していないということは、他の自治体も恐らく同じような考えを持っているのかなとは推測するんですけれども、やはり先ほど木谷議員もおっしゃいましたように、まずやっぱり法的な整備が必要でないのかなと、そこは考えているところでございます。

また、G7のほうでも婚姻やそれに準じる権利をLGBTに認めていないのは日本だけということの中から、やはり本来は法整備があってしかるべき問題なの

かなとは考えております。

その中で、制度を導入した自治体においては、さまざまな意見もあるということを知っておりますので、今後におきましては実施している自治体の利用状況、効果を見きわめた上で調査の研究を行いながら、また検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（伊藤勇二）** 木谷議員、再々質問を許します。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** 今回、これに要する費用といえますか、予算のことまでは検討がされていなかったというふうなお話でした。

ほかの自治体でどのような予算規模でこれが実現されているかといいますと、渋谷区で190万円、これは多いほうでして、小金井市が7万円、浦安市が1万9,000円、川越市は1万1,000円と。このような制度設計にもよるとはいつても、ほとんど予算をかけることなく、また条例によらず要綱の改正だけで実現できるというお話ですので、ぜひ進めていただけたらというふうに考えております。

先ほどのご答弁の中で先行事例を見きわめるといったことをお話しいただきました。まだ導入されている自治体が74にとどまっているという中、率先してやる事業ではないというようなお考えもまたあるかというふうに思います。確かにまだ全国1,718自治体のうち74ということで、4.3%ということになるのですが、こういう流れが始まってからもう5年がたっているけども、なかなか増えていっていないというふうに考えることもできると思います。

しかしながらなんですけれども、これは都市部から導入が進んでいるため、人口のカバー率という考え方でやると、33%にも及びますし、さらにいえばそれぞれの自治体でいつ導入されたかという整理をすると、もうちょっとイメージが変わってくるのかなと思います。

といいますのも、2015年に渋谷区から始まりました。暦年で集計したんですけれど、2015年には2自治体で開始されました。2016年で3自治体で開始されました。2017年で1自治体、2018年には3自治体ということで、なかなか伸びなかったこの数字なんですけれども、2019年には22自治体が導入を始めて、2020年には38自治体が導入いたしました。

2021年、今年の前月なんですけれども、前月だけで5自治体が導入を決めているというようなもので、これは渋谷区から始まった多様性の尊重の取り組みと

いうものが関係者のご努力もありましてじわじわと広がっていった、その結果ここ2年で賛同の勢いが増しているというふうに見るべきでありまして、2021年はさらに多くの自治体がこの制度を開始すると見込まれます。まさに爆発的な普及の入り口、いわゆるティッピングポイントというような話になるんでしょうけども、それを超えつつある状況です。あと数年もすればかなり多くの自治体で導入されていくことになるかと思えます。

以前、平成27年に佐野議員さんから同様の質問に対して、今の段階からそれに向けた準備を取りかかっていたいということまでは申し上げるわけにはいかないというふうなご答弁をいただきました。以前はそういうご答弁をいただいていたんですけども、以前の立場をいま一歩進めていただきまして、具体的な開始時期は抜きにしましても、今後の導入に向けて検討の準備を進めるといったところでご回答いただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

**議長（伊藤勇二）** 池田副町長。

**副町長（池田朝博）（登壇）** 失礼します。木谷議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来、辰巳部長がお答えをしておりますとおり、やはり人権問題の1つとして、当然捉えるべき事項だという認識は持っておりますし、他の自治体でそういう制度を導入されているということも承知はしております。

そんな中、先ほど木谷議員から平成27年でしたか、そのときの一般質問のことをおっしゃっていただいて、そのときの答弁をしたのは私ですから、その関係もあって私が今ここに立ってきたわけですけども、確かにあのときも同じようなことを申し上げたかもしれないですが、私の記憶ではたしか渋谷区のほうでは取っかかりになったのは、そこでLGBTの方が大変生活に困られていて、弊害があると。その弊害を何とかしたいんだという切なる願いということから、そういう声が自治体に届いて、じゃ何とかしましょうということで動き出したというのが取っかかりではなかったかというふうに思います。

過去にもご質問をいただいたときに、実際に困っておられる方がどれだけいてはるのかなというようなことも確かに質問であったと思うんですけども、当然困ったからすぐにせなあかんとかということでは後手に回っているとは思いますが、なかなか先ほどおっしゃったように、件数として自治体で宣誓を導入している自治体というのは、思うように増えていないとやっぱり思います。

したがって、何かそういうところで導入を見合わせている自治体というのは、



懸念をされているんじゃないかというふうな考えもあろうかと思います。したがって、その辺も含めて全く後ろ向きではないですけども、どういうところに問題があるのかないのかも含めて、その辺も含めた上で取っかかりを詰めていきたいなど。要は、やっぱり先ほども申し上げたように、これ法律の問題やと思うんです。したがって、やっぱり国で根本を変えてもらう。幾ら市町村が宣誓をしても、やはり根底は国の制度改正というか、法律改正によるものだと思っておりますので、その辺の動向も踏まえまして、しっかりと検討していかないかなというふうに思っています。

以上です。

**議長（伊藤勇二）** 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 4時06分